

令和8年度第1回倉吉市環境審議会 次第

日時：令和8年8月21日（金） 10時～12時

場所：倉吉市役所本庁舎 3階 大会議室

- 1 開会
- 2 委嘱状交付（机上配布）
- 3 市長あいさつ
- 4 委員紹介
- 5 会長あいさつ
- 6 諮問
- 7 議題
 - （1）報告事項 第2次倉吉市環境基本計画 令和7年度年次報告（50分）
 - （2）審議事項 第3次倉吉市環境基本計画の策定について（60分）
- 8 その他
 - （1）次回の審議会の日程調整について
 - ・候補日 10月23日（金）、27日（火）、28日（水）
 - （2）その他
- 9 閉会

配布資料

- ・資料1 第2次倉吉市環境基本計画 令和7年度年次報告書
- ・資料2 第2次環境基本計画 取組状況総括表
- ・資料3 第3次倉吉市環境基本計画の策定について
- ・資料4 骨子案
- ・資料5 アンケート実施案

- ・参考資料1 [国]「デコ活」～くらしの中のエコろがけ～
- ・参考資料2 [鳥取県]令和新時代とっとり環境イニシアティブプランの改訂
- ・参考資料3 [鳥取県]とっとりエコライフ構想
- ・参考資料4 [中部ふるさと広域連合]新たな一般廃棄物処理システム基本構想
- ・参考資料5 [琴浦町]地球温暖化対策実行計画（区域施策編）抜粋
- ・参考資料6 第12次倉吉市総合計画【後期計画】 抜粋
- ・参考資料7 指標データ

倉吉市環境審議会委員名簿

(50音順：敬称略)

区分	氏名	役職名	任期
学識経験者	伊垢離 隆	倉吉商工会議所議員	令和7年6月23日から 令和9年6月22日まで
	井上 容子	倉吉商工会議所女性会 監事	令和7年6月23日から 令和9年6月22日まで
	江原 朋美	とっとりSDGs伝道師	令和7年6月23日から 令和9年6月22日まで
	大呂 忠司	鳥取県中部総合事務所環境建築局 局長兼環境・循環推進課長	令和7年6月23日から 令和9年6月22日まで
	富田 充信	鳥取県中部清掃事業協同組合 専務理事	令和8年8月21日から 令和9年6月22日まで
	中林 順子	鳥取中央農業協同組合 監査部 部長	令和7年6月23日から 令和9年6月22日まで
	野津 伸治	鳥取短期大学教授（生活学科 情報・経営専攻） 審議会会長	令和7年6月23日から 令和9年6月22日まで
	林 昭富	倉吉市自治公民館連合会 常任委員	令和7年6月23日から 令和9年6月22日まで
	福井 靖子	とっとり県消費者の会 会長 審議会副会長	令和7年6月23日から 令和9年6月22日まで
	加藤 栄隆	鳥取県中部森林組合 代表理事組合長	令和8年8月21日から 令和9年6月22日まで
市民代表	岩世 麗		令和7年6月23日から 令和9年6月22日まで
	米田 伸之介		令和7年6月23日から 令和9年6月22日まで

事務局	市長	広田 一恭
	市民生活部長	石賀 武志
	市民生活部環境課 課長	安道 幸仁
	市民生活部環境課 課長補佐	竹田 周平
	市民生活部環境課 脱炭素社会推進室 室長	板倉 周也
	市民生活部環境課 環境・循環推進係 係長	和泉 幸志

倉吉市環境審議会条例

平成6年6月17日条例第24号

(設置)

第1条 環境基本法（平成5年法律第91号）第44条の規定に基づき、市の環境の保全に関する基本的事項について調査審議するため、倉吉市環境審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(組織)

第2条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

(1) 学識経験者 10人以内

(2) 市民 5人以内

(任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員が委嘱されたときの要件を欠くに至ったときは、委員を辞したものとみなす。

3 委員の再任は妨げない。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときはその職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席要求)

第6条 審議会は、必要に応じ関係者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(部会)

第7条 審議会に、専門の事項を研究討議するため、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、市民生活部において処理する。

(規則への委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成6年8月1日から施行する。

(倉吉市公害対策審議会条例の廃止)

2 倉吉市公害対策審議会条例（昭和45年倉吉市条例第36号）は、廃止する。

(倉吉市公害防止条例の一部改正)

3 倉吉市公害防止条例（昭和48年倉吉市条例第48号）の一部を次のように改正する。

第11条第2項中「倉吉市公害対策審議会」を「倉吉市環境審議会」に改める。

附 則（平成8年3月27日条例第16号）

この条例は、平成8年4月1日から施行する。

附 則（平成15年9月29日条例第30号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成15年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例施行の際、現にこの条例による改正前のそれぞれの条例（以下「改正前の条例」という。）の規定に基づく委員である者（次項に定める者を除く。）は、この条例による改正後のそれぞれの条例の規定に基づく委員とみなす。この場合において、当該委員の任期は、改正前の条例の規定による任期の残任期間とする。
- 3 この条例の施行の日の前日において、改正前の条例の規定に基づく委員である者のうち市議会議員及び市の職員のうちから委嘱されたものの任期は、当該委員の任期を定めた改正前の条例の規定にかかわらずその日に満了する。

附 則（平成20年3月26日条例第2号）

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成23年3月31日条例第1号）

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月15日条例第3号）

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月30日条例第6号）

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月22日条例第2号）

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

第 2 次倉吉市環境基本計画

令和 7 年度 年次報告書

市民生活部 環境課

1. 第2次倉吉市環境基本計画の推進体制

(1) 計画の進捗管理

計画（Plan）⇒実施（Do）⇒点検・評価（Check）⇒改革・改善（Action）のPDCAサイクルを基本に、取組を推進します。施策の実施状況結果等を年次的に把握し、その実施した施策・事業の成果を点検・評価し、効果的な施策の推進について検討します。

(2) 計画の推進体制

倉吉市環境審議会が、施策の実施状況結果等をまとめた年次報告書の点検・評価を行い、それに基づいた施策見直し等の提言を行います。

年次報告書は、「計画の目標達成状況の点検・評価シート」と「施策の実施状況結果報告書」で構成します。（R4.3.18 倉吉市環境審議会で年次報告書の様式を決定）

2. 計画の目標達成状況の点検・評価シート

計画の施策領域の中で、取組の進捗状況の数値化が可能で、かつ目標値の設定が可能なものを環境指標とします。（太枠はの環境指標は主要となる指標です。）

基本目標Ⅰ・Ⅲ 共通の環境指標

「基本目標Ⅰ 地球にやさしいまちを実現する」「基本目標Ⅲ 人と自然が共生するまちを実現する」

環境指標 ①	指標の説明	計画 策定時	直近の 数 値	最新値	目標値 (目標年度)
温室効果ガスの総排出量の削減率 【環境課】 【農林課】	H25年度を基準年度とする温室効果ガスの総排出量（市域のCO ₂ 排出量－市域の森林によるCO ₂ 吸収量）の削減率（％）	18.7% (H30年度)	25.9% (R4年度)	30.5% (R5年度)	40% (R8年度)

（数値の変動要因及び結果に対する評価）

・令和5年度までに排出量が122.9千t-CO₂減少し、森林吸収量が8.6千t-CO₂増加したことで、総排出量は30.5%減少し、令和32（2050）年度ゼロカーボンシティの実現に向け順調に推移している。

※各部門の削減率：産業部門15.3%、業務その他部門35.7%、家庭部門32.6%、運輸部門20.2%。

・主に住宅に設置される10kw未満の太陽光発電設置の導入件数が大きく伸びている。

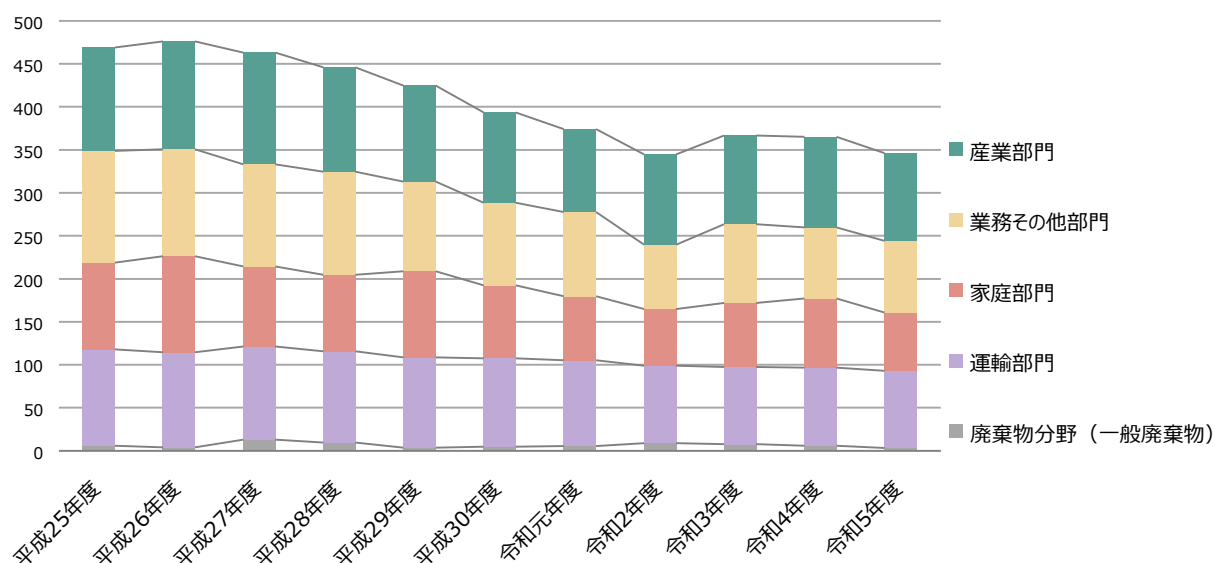
※令和3年度まで年間40～50件、令和4年度73件、令和5年度72件、令和6年度88件。

	H25年度（基準年）	H30年度（計画策定時）	R5年度（最新値）
市域の二酸化炭素排出量	469.2千t-CO ₂	393.6千t-CO ₂	346.3千t-CO ₂
市域の森林吸収量	38.4千t-CO ₂	43.4千t-CO ₂	47.1千t-CO ₂
温室効果ガスの総排出量	430.8千t-CO ₂	350.1千t-CO ₂	299.2千t-CO ₂

※市域の森林吸収量は県全体の森林吸収量を人工林面積の面積割合に基づき算出したもの。

【部門・分野別の温室効果ガス（CO₂）排出量の経年変化】

(千 t-CO₂)

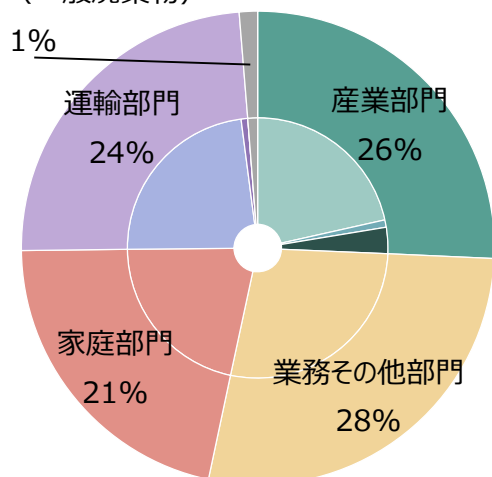


(千 t-CO₂)

部門	平成25年度	平成30年度	削減率	令和5年度	削減率
合 計	469.2	393.6	16%	346.3	26%
産業部門	120.6	105.0	13%	102.1	15%
製造業	101.1	87.4	14%	78.2	23%
建設業・鉱業	4.2	4.0	5%	3.9	8%
農林水産業	15.3	13.6	11%	20.1	-31%
業務その他部門	129.7	96.2	26%	83.4	36%
家庭部門	100.8	84.9	16%	67.9	33%
運輸部門	112.2	102.7	8%	89.6	20%
自動車	108.4	99.7	8%	87.0	20%
旅客	53.8	48.9	9%	41.3	23%
貨物	54.6	50.8	7%	45.7	16%
鉄道	3.8	3.0	22%	2.6	34%
船舶	0.0	0.0		0.0	
廃棄物分野（一般廃棄物）	5.9	4.8	18%	3.4	43%

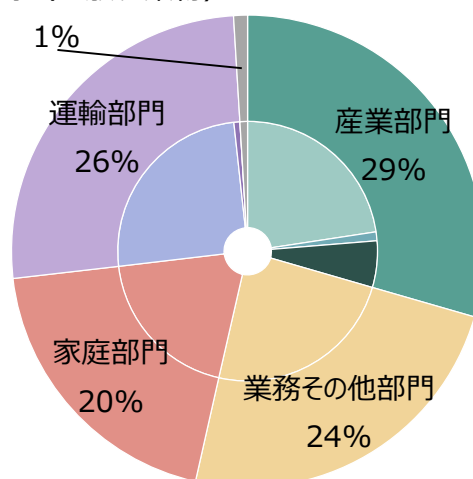
【平成 25 年度】

廃棄物分野（一般廃棄物）



【令和 5 年度】

廃棄物分野（一般廃棄物）



基本目標Ⅰ（環境にやさしいまちを実現する）の環境指標

関連施策Ⅰ－１ 低炭素型のまちづくりを推進する

環境指標 ②	指標の説明	計画 策定時	直近の 数 値	最新値	目標値 (目標年度)
市内公共施設 の CO ₂ 排出量 削減率 【環境課】	H25 年度を基準年度とする 市の事務事業に伴う CO ₂ 排出量 の削減率	29.2% (R2 年度)	45.6% (R6 年度)	47.2% (R7 年度)	30% (R7 年度) 総合計画

(数値の変動要因及び結果に対する評価)

- ・新規施設（星取テラスせきがね）及び夏季の電力需要により電気、LP ガス使用量が増加したが、使用電力の 30% を脱炭素電力へ切替えたことで温室効果ガスの排出量は減少した。
※調達先は倉吉市、琴浦町、北栄町が出資している地域新電力の（株）鳥取みらい電力。
- ・照明の LED 化等による電気使用量の減少と電気事業者の排出係数の低減により令和 3 年度には目標を達成し、令和 6 年度から段階的な脱炭素電力への切替を進めたことで目標を大きく上回った。

関連施策Ⅰ－２ エネルギーの消費量を削減する

環境指標 ③	指標の説明	計画 策定時	直近の 数 値	最新値	目標値 (目標年度)
買い物袋の 持参率 【環境課】	市民意識調査で買い物の際 にエコバックを持参してい ると回答した割合	91.2% (R3 年度)	88.9% (R6 年度)	89.2% (R7 年度)	100% (R7 年度) 総合計画

(数値の変動要因及び結果に対する評価)

- ・エコバックを持参していると答えた割合は 89.2%（前年 88.9%）となり、前年に比べ 0.3 ポイント上昇した。レジ袋の有料化に伴い、9 割程度の高い水準で推移している。

関連施策Ⅰ－４ 温室効果ガスの排出を抑制する

環境指標 ④	指標の説明	計画 策定時	直近の 数 値	最新値	目標値 (目標年度)
バス年間 利用回数 【企画課】	年間輸送人員／ 地域人口（中部地域）	7.7 回 (R2 年度)	9.2 回 (R6 年度)	9.7 回 (R7 年度)	8.5 回 (R7 年度) 総合計画

(数値の変動要因及び結果に対する評価)

- ・市報等による公共交通機関利用促進の周知、ノーマイカー運動『100 金バス』の実施支援により、目標値を超える 9.7 回を達成した。令和 8 年には路線バスのキャッシュレス決済を導入。

環境指標①②③④の改善で貢献できる SDGs

SDGs ゴール	主体	One Point 私たちにできること
 	市	☒ 省エネ行動や低炭素社会づくりの必要性について、事業者・市民の理解が深めるよう啓発を行う。 ☒ 市の事務事業に伴う二酸化炭素の排出量を把握し、排出の抑制に努める。 ☒ 間伐等の森林保全の取組を推進する。 ☒ J-クレジット制度の普及啓発を行う。
	事業者	☒ 温室効果ガスが地球環境に与える影響に理解を深め、省エネや再生可能エネルギー導入に努める。 ☒ 森林が果たす重要な役割を認識し、J-クレジット制度の理解を深める。 ☒ 森林所有者は間伐等の適切な森林整備に努める。
	市民	☒ 温室効果ガスが地球温暖化に与える影響に理解を深め、家庭での省エネ行動や再生可能エネルギーの導入に努める。 ☒ 森林が果たす重要な役割を認識し、森林を含む自然環境保全に対する意識を高める。 ☒ 森林所有者は間伐等の適切な森林整備に努める。

基本目標Ⅱ（安全・安心して暮らすことができるまちを実現する）の環境指標

関連施策Ⅱ－3 水を守る

環境指標 ⑤	指標の説明	計画 策定時	直近の 数 値	最新値	目標値 (目標年 度)
水洗化率 【上下水道局】 【環境課】	市内世帯のうち、実際に公共下水道、集落排水施設に接続又は合併浄化槽を設置して汚水を処理している世帯の割合	83.5% (R2 年度末)	84.2% (R6 年度末)	84.3% (R7 年度末)	84.9%以上 (R7 年度) 総合計画

(数値の変動要因及び結果に対する評価)

- ・水洗化済世帯数は減少 (-8) しているが、市内世帯数の逡減 (-42) に対しては減少幅が少なく、集落排水施設への接続世帯は増加しており、水洗化率は上昇している。

※市内世帯数 20,465 (A) 《水洗化済世帯の内訳》 公共下水 14,836
 水洗化済世帯数 17,249 (B) 農業集落排水 2,022
 水洗化率 = (B) / (A) 林業集落排水 8
 合併処理浄化槽 383

関連施策Ⅱ－５ 美化活動を推進する

環境指標 ⑥	指標の説明	計画 策定時	直近の 数 値	最新値	目標値 (目標年度)
ポイ捨て等 の対応件数 【環境課】	公共の場所におけるポイ捨て及び犬等のふんの放置に関する苦情・相談の対応件数	11 件 (R2 年度)	4 件 (R 6 年度)	1 件 (R 7 年度)	0 件 (R8 年度)

(数値の変動要因及び結果に対する評価)

- ・道路沿いや河川等への、ごみやタバコ等のポイ捨てや犬のフンの放置等への対応件数は5~15件程度で推移していたが、R7年度においては1件と大きく減少した。

関連施策Ⅱ－７ 野焼きを禁止する

環境指標 ⑦	指標の説明	計画 策定時	直近の 数 値	最新値	目標値 (目標年度)
野焼きの 発生件数 【環境課】	野焼きに関する苦情・相談の対応件数	10 件 (R 2 年度)	6 件 (R 6 年度)	1 件 (R 7 年度)	0 件 (R8 年度)

(数値の変動要因及び結果に対する評価)

- ・市街地及びその周辺における廃棄物の焼却行為など、煙及び悪臭に対する苦情・相談が寄せられる件数は5~10件程度で推移している。例外的に認められる屋外焼却行為であっても、近隣住民から苦情が寄せられるような場合は、指導を行っている。

関連施策Ⅱ－８ まちの清潔を保持する

環境指標 ⑧	指標の説明	計画策定時	直近の 数 値	最新値	目標値 (目標年度)
不法投棄の 対応件数 【環境課】	不法投棄の通報・苦情・相談に関する対応件数	23 件 (R 2 年度)	7 件 (R 6 年度)	28 件 (R 7 年度)	0 件 (R8 年度)

(数値の変動要因及び結果に対する評価)

- ・通報等を受け、関係機関と連携して不法投棄の撤去等を実施した件数は5~10件程度で推移していたが、R7年度は28件となり、例年を大きく上回った。

環境指標⑤⑥⑦⑧の改善で貢献できる SDGs

SDGs ゴール	主体	One Point 私たちにできること
 6 安全な水とトイレを世界中に	市	☑ 公共下水道や集落排水施設の接続を促すとともに、合併処理浄化槽の設置を推進し、生活排水による河川などの水質汚濁を防止する。
	事業者	☑ 水質汚染に関する規制・基準を遵守するとともに、定期的に排水の水質検査で水質の把握をする。
	市民	☑ 家庭から排出される生活雑排水が、河川や水路の汚濁の原因の一つになっていることを認識し、公共下水道・集落排水施設の接続や合併処理浄化槽の設置の必要性について理解を深める。

SDGs ゴール	主体	One Point 私たちにできること
 11 住み続けられるまちづくりを	市	県と連携して不法投棄パトロールを実施するなど、不法投棄の防止に努める。
	事業者	廃棄物の減量化・分別を徹底する。 廃棄物の適正な処理・処分を行う。
	市民	土地の所有者（まちは管理者）は、整理整頓や草刈りなど、不法投棄をされにくい環境を作る。

基本目標Ⅲ（人と自然が共生するまちを実現する）の環境指標

関連施策Ⅲ－２ 健やかな森林を守る

環境指標 ⑨	指標の説明	計画策定時	直近の数値	最新値	目標値 (目標年度)
間伐面積 (ha/直近5年間) 【農林課】	健全な状態を保ち、森林の持つ公益的機能を高めるための間伐面積	888ha (H26年度～ H30年度まで の合計)	710ha (R1年度～ R5年度まで の合計)	589ha (R2年度～ R6年度まで の合計)	1,050ha (R7年度) 総合計画

(数値の変動要因及び結果に対する評価)

- ・素材生産量及び放置竹林の整備面積は総合計画の目標値を達成したが、林業の新規就業者数及び間伐面積については、未達成となった。
- ・林業の担い手確保対策として、スマート林業の導入や社会保険料掛金助成事業など、新たな担い手が参入しやすい環境づくりや支援制度を実施する必要がある。

倉吉市内の間伐面積

(単位：ha)

H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
91	253	174	234	205	152	95	150	108	84
(直近5年間の合計間伐面積)				957	1,018	860	836	710	589

(出典：鳥取県林業統計)

※天神川地域森林計画書（現計画：令和6年4月1日～令和16年3月31日）

間伐面積の計画量 天神川地域全体 6,070ha うち倉吉市 1,979ha

環境指標⑨の改善で貢献できる SDGs

SDGs ゴール	主体	One Point 私たちにできること
 15 陸の豊かさも守ろう	市	☒ 間伐等の森林保全の取組を推進する。
	事業者	☒ 森林が果たす重要な役割を認識し、J-クレジット制度の理解を深める。 ☒ 森林所有者は間伐等の適切な森林整備に努める。
	市民	☒ 森林が果たす重要な役割を認識し、森林を含む自然環境保全に対する意識を高める。 ☒ 森林所有者は間伐等の適切な森林整備に努める。

基本目標Ⅳ（ごみの少ないまちを実現する）の環境指標

関連施策Ⅳ－1 ごみの排出量を抑制する

環境指標 ⑩	指標の説明	計画策定時	直近の数値	最新値	目標値 (目標年度)
1人1日あたり のごみ排出量 【環境課】	家庭系・事業系のごみの 排出量 (ごみ総収集量+団体回収 量)÷人口÷年間日数)	1,138g/人日 (R2年度)	1,019g/人日 (R6年度)	1,025g/人日 (R7年度)	1,089g/人日 (R7年度) 総合計画

(数値の変動要因及び結果に対する評価)

- ・前年度に比較して、ごみ総排出量の増加に対し事業系ごみの排出量が増加の割合が増えているが、その内訳である事業系の再資源化量も増加しており、事業所におけるリサイクルの取組みが推進されたと考えられる。

区分 \ 年度	R2	R3	R4	R5	R6	R7
①1日1人当たりの排出量(g)	1,138	1,092	1,122	1,123	1,019	1,025
②家庭系の1日1人当たりの排出量(g)	608	609	599	603	562	562
③事業系の1日1人当たりの排出量(g)	519	483	523	520	457	475

関連施策Ⅳ－１ ごみの排出量を抑制する

環境指標 ⑪	指標の説明	計画策定時	直近の数 値	最新値	目標値 (目標年度)
最終処分場 へのごみ持ち 込み量 【環境課】	クリーンランドほうき (最終処分場) へのご み持ち込み量	882 t (R 元年度) 総合計画	677 t (R6 年度)	663 t (R7 年度)	855 t (R7 年度) 総合計画

(数値の変動要因及び結果に対する評価)

- ・平成 27 年度より開始した焼却残渣のセメント原料化による再利用で最終処分量は減少傾向で推移している。引き続き、ごみの適正な分別と小型家電の回収を推進し、最終処分場の延命化を図る。

関連施策Ⅳ－２ リサイクルを推進する

環境指標 ⑫	指標の説明	計画策定	直近の数 値	最新値	目標値 (目標年度)
ごみの リサイクル率 【環境課】	(資源化量+団体資源ご み回収量) ÷ (ごみ総収集 量+団体資源ごみ回収量)	23.38% (R2 年度)	23.62% (R6 年度)	21.89% (R7 年度)	25.0% (R8 年度)

(数値の変動要因及び結果に対する評価)

- ・ごみの総排出量(再生資源化も含む)が前年度と比較して若干増となっている一方で、比較的再生資源化量が増加していることから、ごみのリサイクル率は上昇している。
- ・事業系古紙の取扱変更により、R3 年度にリサイクル率が 21.60%まで減少したが、その後は目標に向けて上昇傾向にある。引き続き、ごみの排出量を抑制し、団体資源ごみの回収量の拡充を図る。

区分 / 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
資源化量 (単位: kg)	4,112,303	3,594,076	4,029,812	3,928,608	3,755,471
ごみ総収集量 (単位: kg)	18,731,513	17,872,456	18,135,522	17,622,028	16,721,111
団体回収量 (単位: kg)	348,529	340,635	337,907	605,490	254,711
リサイクル率	23.38%	21.60%	23.64%	24.88%	23.62%

環境指標⑩⑪⑫の改善で貢献できる SDGs

SDGs ゴール	主体	One Point 私たちにできること
	市	☒ ごみの分別方法の周知を行う。 ☒ 食材の使い切りや食べきりなどにより、食品ロスの削減の必要性の理解が深まるよう啓発を行う。 ☒ PTA や子ども会が実施する再生資源物の集団回収の取組を支援する。
	事業者	☒ 製造過程で発生する廃棄物の抑制、再使用に取り組む。 ☒ 使い捨て品（例：紙コップ、割り箸、使い捨て弁当容器等）を繰り返し使えるもの替えるよう努める。 ☒ 分解や解体がしやすく、リサイクルが容易な商品の製造や販売に努める。
	市民	☒ ごみの分別方法を守る。食材の使い切りや食べきりなどによる食品ロスを削減する。 ☒ 使わなくなった衣類などは、アップサイクルなど、再利用して長く使用する。 ☒ PTA や子ども会が実施している、再生資源物の集団回収に協力する。

基本目標V（環境意識が高いまちを実現する）の環境指標

関連施策V-1 環境意識を醸成する

環境指標 ⑬	計画策定時	計画策定時	直近の数値	最新値	目標値 (目標年度)
こどもエコクラブ 登録人数 【環境課】	鳥取県こどもエコクラブ 活動支援補助金の対象者数	1,827 人 (R2 年度)	804 人 (R6 年度)	620 人 (R7 年度)	1,900 人 (R7 年度) 総合計画

(数値の変動要因及び結果に対する評価)

- ・ 保育所、認定こども園・児童館、小・中学校等における環境教育活動（こどもエコクラブ活動）を促進するために交付している補助金の実施団体が、近年、大きく減少している。
- ・ 令和2年度実績1,827人から野心的に令和7年度目標1,900人を設定したが、令和3年度実績1,124人～令和7年度実績620人と大きく減少している。相対的にこどもの人数が減少してきていることに加え、コロナ禍により活動が制限され、その後も活動がなされないことが要因と考えられる。環境保全活動を実施しているものの、エコクラブ活動として登録していないことが登録人数の減の要因となっている。

関連施策Ⅴ－２ 環境に関する情報を提供する

環境指標 ⑭	指標の説明	計画策定時	直近の数値	最新値	目標値 (目標年度)
ごみゼロ全市一斉 清掃参加人数 【環境課】	倉吉市ごみゼロ全市一斉清 掃参加人数	8,171 人 (R2 年度)	7,294 人 (R6 年度)	5,745 人 (R7 年度)	10,000 人 (R8 年度)

(数値の変動要因及び結果に対する評価)

- ・毎年 10 月に倉吉市自治公民館連合会と市の共催で倉吉市ごみゼロ全市一斉清掃を行っており、新型コロナウイルス感染症により落ち込んだ参加人数が回復傾向にあるが計画策定時の参加人数に至っていない。
- ・取り組みの継続に併せて、自治公民館や地域住民、自治公民館等が地域の実情等に合わせた自発的な環境美化活動を推進し「地域コミュニティ」の再興・充実に繋がることを目指している。

環境指標 ⑬⑭の改善で貢献できる SDGs

SDGs ゴール	主体	One Point 私たちにできること
 4 質の高い教育を みんなに	市	こどもエコクラブが実施する様々な環境教育・環境活動を促進することにより、環境を大切にする心と行動力の育成ときれいなまちづくりを推進する。
	事業者	ホームページや施設見学などを通じて、自社の環境配慮に関する情報を広く公表すよう努める。
	市民	私たちの日常生活と環境問題との関わりについて、家族と話し合う機会を持つ。
SDGs ゴール	主体	One Point 私たちにできること
 17 パートナースhipで 目標を達成しよう	市	地域のごみを一掃する「倉吉市ごみゼロ全市一斉清掃」の取組により、市民の環境意識の向上を目指す。
	事業者	事業所内はもとより、周辺の美化・清掃にも努める。
	市民	自宅の周りや地域の美化・清掃活動に参加する。

3. R7年度施策の実施状況結果報告書

施策領域の市の取組の実施状況を下記の様式で取りまとめています。

	担当課	市の取組	R7年度報告（実績）	令和8年度以降の 取組計画
①	〇〇課	計画の施策領域の取組	R7年度の取組内容	取組内容

【計画の施策体系】

【めざす環境像】 快適に暮らすことができるまち倉吉	基本目標Ⅰ 地球にやさしいまちを実現する		
	施策	I-1	低炭素型のまちづくりを推進する
		I-2	エネルギーの消費量を削減する
		I-3	再生可能エネルギーを使用する
		I-4	温室効果ガスの排出を抑制する
	基本目標Ⅱ 安全・安心して暮らすことができるまちを実現する		
	施策	II-1	大気を守る
		II-2	悪臭の抑制されたまちをつくる
		II-3	水を守る
		II-4	騒音・振動の少ないまちをつくる
		II-5	美化活動を推進する
		II-6	美化活動を支援する
		II-7	野焼きを禁止する
		II-8	まちの清潔を保持する
		II-9	伝統的景観と都市景観を守る
		II-10	ペットを適正管理し動物と共生する
	基本目標Ⅲ 人と自然が共生するまちを実現する		
	施策	III-1	豊かな農地を守る
		III-2	健やかな森林を守る
		III-3	野生動植物の生息・生育環境を守る
		III-4	自然とのふれあいを進める
	基本目標Ⅳ ごみの少ないまちを実現する		
	施策	IV-1	ごみの排出量を抑制する
		IV-2	リサイクルを推進する
		IV-3	廃棄物を適正に処理する
	基本目標Ⅴ 環境意識が高いまちを実現する		
	施策	V-1	環境意識を醸成する
		V-2	環境に関する情報を提供する
		V-3	環境を監視し、注意喚起を促す

基本目標Ⅰ 地球にやさしいまちを実現する

施策Ⅰ－１ 低炭素型のまちづくりを推進する

	担当課	市の取組	R7 年度報告（実績）	令和 8 年度以降の取組計画
①	環境課	国・鳥取県・関係機関と協力し、地球環境問題の解決に向けて取り組めます。	○国の省エネルギー対策等の情報提供を行った。（デコ活^{注1}アクション、うちエコ診断、各省庁ホームページリンク） ○県の実施事業に参画した。 ・COP TOTTORI2025（鳥取県版 COP 会議）へのパネル展示 ・クールシェア・スポットの情報提供 ・とっとりライトダウンキャンペーンへの参加 ・ソーラーシェアリング勉強会への研修講師派遣 ・フードドライブ（食品寄付活動）の共同実施 ○星空保全地域（県星空保全条例で指定された関金地域）の夜空の保全状況を確認するため、明るさの調査を実施し、県に報告した。（年 2 回）	○国の省エネルギー対策等の情報提供を行う。（デコ活アクション、うちエコ診断、各省庁ホームページリンク） ○県の実施事業に参画する。 ・エコで得トク「夏得（なっとく）」大作戦 ・鳥取県「エコ・アクション・ポイント」 ・クールシェア・スポットの情報提供 ・とっとりライトダウンキャンペーンへの参加 など ○星空保全地域（県星空保全条例で指定された関金地域）の夜空の明るさの調査を行う。（年 2 回）
②	環境課	倉吉市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）を実践します。	○事務事業の CO2 排出量の公表 ・ R7 年度実績 5,293 t -CO2 ・ H25 年度比：CO2 47.2%削減 ○令和 5 年 10 月に改定した倉吉市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）に基づき取組を推進した。 ・第 2 庁舎屋上に太陽光発電設備及び蓄電池を設置 ・使用電力の 30%を脱炭素電力へ切替えたことで温室効果ガスの排出量が大きく減少した。 ・温室効果ガス排出の 80%を占める電力の使用量は新規施設及び夏季の電力需要により増加したが、電気事業者の排出係数の低減により排出される温室効果ガスは減少した。	○倉吉市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）に基づき計画を推進する。 温室効果ガスの削減目標：H25 年度比で 50% 目標達成に向けた取組： ・職員の省エネ行動 ・設備更新時のエネルギー効率の高い設備の導入及び運用改善 ・公共施設の太陽光発電設備等の設置、再生可能エネルギーの利用（電力調達） ・E V 等の導入 ・ごみの減量・リサイクルの推進（4 R 運動） ○令和 8 年度中に電気自動車 2 台を公用車として導入予定。 ○市の事務事業の実施に伴う CO2 排出量の集計・公表を行う。

③	環境課	再生可能エネルギー設備が導入されるよう、普及啓発を行います。	○再生可能エネルギーの自家消費を促進するため、小規模発電設備（家庭用蓄電池（実績 20 件）・薪ストーブ（実績 3 件））の設置補助金を交付した。 ○再生可能エネルギーの活用等を啓発するため、環境教育の副読本として環境カレンダーを作成し、小中学校を通じて配布した。 ○脱炭素先行地域に選定され、耕作維持困難農地における営農型太陽光発電設備等の設置に向け、近隣市町、事業者と事業を推進した。	○家庭用蓄電池・薪ストーブへの設置補助金は一定の需要が喚起されたことから令和 7 年度で終了。（平成 30 年度で終了した太陽光発電設備と同様）。 ○国の実施する補助金は継続されていることから、環境カレンダー等を通じて引き続き導入推進の普及啓発を行う。 ○脱炭素先行地域として地域課題解決モデルの構築を目指して事業を推進する。
④	環境課	家庭の二酸化炭素排出量がわかる環境家計簿の普及啓発に努めます。	2026 年版環境カレンダー（環境保全活動の紹介・エコイズ・環境家計簿付き）作成し、子供から大人へ環境保全に関する話題が広がることをめざした啓発を行った。	学校教育課と連携して、環境カレンダーを作成し、小中学校を通じて学校の生徒（小 4 ～ 6 年生、中学生）に配布する。
⑤	農林課	[R4 年度からの取組] 木材を取り入れたライフスタイルの価値や SDGs への貢献等を発信し、消費者のウッド・チェンジにつながる具体的行動を促進します。	地元木材を建材やボイラー燃料に活用されるよう働きかける。 →未着手	地元木材を建材やボイラー燃料に活用されるよう働きかける。
⑥	環境課	[R4 年度からの取組] J-クレジット制度の普及啓発を行います。	J-クレジットの契約状況（クレジット創出者：鳥取県中部森林組合） ・契約企業 16 社 ・総契約量 470t-CO2 ※令和 4 年 5 月 23 日に、鳥取県中部森林組合、株式会社鳥取銀行と「ゼロカーボンシティの実現に向けての連携協定」を締結	鳥取県中部森林組合、鳥取銀行等と連携し J-クレジット制度の普及啓発を行う。 R 8 年度末に約 1,840t-CO2 を創出する計画を推進

注 1：「デコ活」（脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動）

国が推進する国民運動「クールチョイス（COOL CHOICE）」は、「デコ活」に移行しました。「デコ活」とは、脱炭素につながる新しい豊かな暮らしの実現に向けた国民の行動変容、ライフスタイル転換のうねり・ムーブメントを起こすべく、新しい国民運動を開始し、世界に発信していく取組です。

基本目標Ⅰ 地球にやさしいまちを実現する

施策Ⅰ－２ エネルギーの消費量を削減する

	担当課	市の取組	R7 年度報告（実績）	令和 8 年度以降の取組計画
①	市有施設 各所管課	公共施設の照明の LED 化を推進する等、様々な省エネルギーに努めます。	・倉吉パークスクエア照明設備 LED 化改修工事 ・小学校（9 校）校舎等照明 LED 化（全校完了）	・倉吉パークスクエア照明設備 LED 化改修工事（倉吉交流プラザ西側） ・倉吉交流プラザ照明設備、舞台照明設備 LED 化改修工事
②	環境課	倉吉市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）を実践します。	○事務事業の CO2 排出量の公表 ・ R7 年度実績 5,293 t-CO2 ・ H25 年度比：CO2 47.2%削減 ○令和 5 年 10 月に改定した倉吉市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）に基づき取組を推進した。 ・第 2 庁舎屋上に太陽光発電設備及び蓄電池を設置 ・使用電力の 30%を脱炭素電力へ切替えたことで温室効果ガスの排出量が大きく減少した。 ・温室効果ガス排出の 80%を占める電力の使用量は新規施設及び夏季の電力需要により増加したが、電気事業者の排出係数の低減により排出される温室効果ガスは減少した。	○倉吉市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）に基づき計画を推進する。温室効果ガスの削減目標：H25 年度比で 50% 目標達成に向けた取組： ・職員の省エネ行動 ・設備更新時のエネルギー効率の高い設備の導入及び運用改善 ・公共施設の太陽光発電設備等の設置、再生可能エネルギーの利用（電力調達） ・E V 等の導入 ・ごみの減量・リサイクルの推進（4 R 運動） ○令和 8 年度中に電気自動車 2 台を公用車として導入予定。 ○市の事務事業の実施に伴う CO2 排出量の集計・公表を行う。
③	環境課	省エネルギー機器の周知や利用促進の啓発を行います。	○市ホームページによる情報提供と合わせて市報により脱炭素アクションを普及啓発した。 ○2026 年度環境カレンダーを活用し、省エネルギー機器の周知や利用促進を啓発した。	○2027 年版環境カレンダーを作成し、省エネルギー機器の周知や利用促進の啓発を行う。 ○鳥取県の実施する「買換えは今！！LED 照明器具への買換え応援事業」及び「エコ・アクション・ポイント」による省エネ家電購入等の取組を周知する。
④	環境課	ゴーヤやアサガオ等の植物を育てて作るグリーンカーテンの取組を普及啓発します。	2026 年版環境カレンダーで省エネ生活の実践例として掲載した。	環境カレンダー、ホームページ等を活用しグリーンカーテンの取組の普及啓発を行う。

⑤	環境課	エコライフ活動の普及啓発に努めます。	・2026年版環境カレンダーにエコライフ等の環境保全の取組を掲載した。環境カレンダーは窓口配布とホームページ掲載に加えて、各種学習会の際にも紹介して活用した。 ・デコ活宣言を行い、新たな国民運動「デコ活」（脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動）に参加した。	エコライフ活動の若者から大人への波及を目指して、小学生、中学生）を対象とする環境カレンダーを作成し学校を通じて配布する。
---	-----	--------------------	---	--

基本目標Ⅰ 地球にやさしいまちを実現する

施策Ⅰ－３ 再生可能エネルギーを使用する

	担当課	市の取組	R7 年度報告（実績）	令和8年度以降の取組計画
①	環境課	再生可能エネルギー設備が導入されるよう普及啓発を行います。	○住宅用蓄電池導入補助金、薪ストーブ等導入補助金を活用し、再生可能エネルギーの利用促進を行った。（利用実績：蓄電池20件、薪ストーブ3件） ○2026年版環境カレンダー等による再生可能エネルギー導入等の普及啓発を行った。	○家庭用蓄電池・薪ストーブへの設置補助金は一定の需要が喚起されたことから令和7年度で終了。（平成30年度終了の太陽光発電設備と同様） ○国の実施する補助金は継続されていることから、環境カレンダー等を通じて引き続き導入推進の普及啓発を行う。
②	環境課	分散型エネルギーシステムの普及を図ります。	○家庭用太陽光発電と蓄電池による分散型エネルギー^{注2}システムを推進するため、住宅用蓄電池設置補助金を交付した。 ○再生可能エネルギーによる地産地消と地域経済循環を目指して、鳥取みらい電力とともに事業を推進した。	○環境カレンダー等による再生可能エネルギー導入等の普及啓発を行う。 ○引き続き、鳥取みらい電力と再生可能エネルギーの地産地消に向けた取組を検討する。 ○脱炭素先行地域の取組により家庭用太陽光発電と蓄電池による分散型エネルギーシステムを推進する。
③	環境課 地域整備課	小水力等の再生可能エネルギーの導入を支援します。	【環境課】 地域で小水力発電を行う事業者と連携し、休止施設の再開、新設に向けた協議検討を行った。 【地域整備課】 取組実績なし （活用可能な水路等への小水力の導入をする事業者（または団体等）がある場合は、水路管理者との調整等を支援する。）	【環境課】 引き続き、地域で小水力発電を行う事業者と連携し、休止施設の再開、新設に向けた協議検討を行う。 【地域整備課】 活用可能な水路等があった場合、改良区等の所有者との調整を支援する。

④	環境課	木質バイオマス等再生可能エネルギー活用検討協議会を設置し、木質バイオマス発電事業化（木質チップボイラー、薪ボイラー含む）について調査・研究に取り組みます。	○間伐材等の地域で創出される未活用資源の活用に向け、市有施設への木質バイオマスボイラーの設置等を検討した。	○補助金等を活用した市有施設への木質バイオマスボイラーの導入について検討する。
---	-----	---	---	---

注 2：分散型エネルギー

分散型エネルギーは、家庭用蓄電池や V2H（電気自動車等充電設備）などを蓄エネルギーによる比較的小規模で地域内に分散しているエネルギーの総称。

基本目標 I 地球にやさしいまちを実現する

施策 I-4 温室効果ガスの排出を抑制する

	担当課	市の取組	R7 年度報告（実績）	令和 8 年度以降の取組計画
①	環境課	フロン排出抑制法に基づく義務等の周知に努めます。	業務用の空調機器・冷蔵冷凍機器の簡易点検、定期点検、機器廃棄時のフロン類回収処理等の周知を行った。	業務用の空調機器・冷蔵冷凍機器の簡易点検、定期点検、機器廃棄時のフロン類回収処理等の周知を行う。
②	市有施設各所管課	フロン排出抑制法に基づき、倉吉市役所の施設等に使用されている業務用エアコン・冷凍冷蔵機器を「第一種特定製品 ^{注 3} の管理者の判断の基準となるべき事項』に基づき点検等を実施する等、適正に管理しフロン類の漏えいを防止します。	フロン排出抑制法に基づき、フロン類を使う空調設備の簡易点検、定期点検を行った。 （簡易点検） ・3ヶ月に1回以上（日常的な点検） （定期点検） ・エアコン出力 7.5kw 以上 50kw 未満 3年に1回以上 ・エアコン出力 50kw 以上 1年に1回以上	室外機の圧縮機出力が 7.5 k w 以上 50.0 k w 未満のエアコンについては、3 年以内に1度の有資格者による定期点検が必要となっているため、これを行っていく。 ○本庁舎議会棟エアコン 圧縮機出力 12.9 k w 2 台 ○北庁舎エアコン 圧縮機出力 10.7 k w 3 台
③	環境課	エコカー導入の普及啓発に努めます。	○環境カレンダー等により電気自動車等の普及啓発を行った。 ○市公用車への電気自動車の導入を検討した。 （主なエコカー） 電気自動車（EV）、ハイブリッド自動車（HV）、・プラグインハイブリッド自動車（PHV）	○環境カレンダー等により電気自動車等の普及啓発を行う。 ○令和 8 年度中に電気自動車 2 台を公用車として導入予定。

④	企画課 環境課	公共交通機関や自転車利用の普及啓発に努めます。	【企画課】 【市の取り組みに関する指標、計画】 指標：市報等による公共交通機関利用促進の周知回数 実績：令和7年度15回 ○市報・チラシ（4月、7月、9月） ○防災行政無線（4月～3月） 【市民の取り組みに関する指標、実績】 指標：バス年間利用回数 年間輸送人員÷地域人口（中部地域） 実績：令和7年度：9.7回 年間輸送人員：906,280人 地域人口：93,386人（バス事業者提供） 【環境課】 環境カレンダー等により公共交通機関や自転車利用の普及啓発を行った。	【企画課】 【市の取り組みに関する指標、計画】 指標：市報等による公共交通機関利用促進の周知回数 計画：年度15回（4月～3月） （市報・チラシ3回、防災行政無線12回） 【市民の取り組みに関する指標、実績】 指標：バス年間利用回数 年間輸送人員÷地域人口（中部地域） 目標数値：令和12年度：9.2回 【環境課】 環境カレンダー等により公共交通機関や自転車利用の普及啓発を行う。
---	------------	-------------------------	--	---

注3：第一種特定製品

業務用のエアコン・冷凍冷蔵機器など、冷媒としてフロン類が使用されているものをいいます。

（ただし、カーエアコンを除きます。）

基本目標Ⅱ 安全・安心して暮らすことができるまちを実現する

施策Ⅱ－1 大気を守る

	担当課	市の取組	R7年度報告（実績）	令和8年度以降の取組計画
①	環境課	中国大陸から運ばれて来るPM2.5などの大気汚染物質の状況に関する情報提供に努めます。	PM2.5（微小粒子状物質） ^{注4} の環境基準値超過がなかったため、注意喚起等の情報提供は行っていない。	PM2.5が環境基準を超える場合には、県と連携し、注意喚起等の情報提供を行う。
②	環境課 建築住宅課	アスベスト使用の建築物の解体工事等に対する調査や作業基準遵守の指導に努めます。	【環境課】 市有施設アスベスト調査 1ヶ所 【建築住宅課】 R7年度アスベスト撤去支援事業補助利用実績：含有調査2件 R7年度建設リサイクル法解体届出件数実績126件	【環境課】 市有施設の改修工事等の際に必要なアスベスト含有調査の実施 【建築住宅課】 アスベスト撤去支援事業の実施

注4：微小粒子状物質（PM2.5）

工場や自動車、船舶、航空機などから排出されたばい煙や粉じんなどの大気汚染の原因となる粒子状の物質のことです。

基本目標Ⅱ 安全・安心して暮らすことができるまちを実現する

施策Ⅱ－２ 悪臭の抑制されたまちをつくる

	担当課	市の取組	R7 年度報告（実績）	令和 8 年度以降の取組計画
①	環境課	悪臭防止法に基づき、鳥取県や関係機関と連携して測定・規制を行います。	公害防止計画及び公害防止協定に基づき対象事業所の悪臭の測定を実施等を行う。（１事業所） →JA 鳥取中央・久米畜産団地	公害防止計画及び公害防止協定に基づき対象事業所の悪臭の測定を実施等を行う。（１事業所）
②	環境課	悪臭が発生した場合は、鳥取県や関係機関と連携して、指導を行います。	悪臭の発生や苦情に関し、臭いの発生源の調査や行政指導の実施（対応件数 3 件）	悪臭の発生や苦情に関し、臭いの発生源の調査や行政指導等を行う。
③	環境課	法的規制区域にかかわらず、法的基準内となるよう普及啓発に努めます。	悪臭の発生や苦情に関し、臭いの発生源の調査や指導等を行う。（対応件数 3 件）	悪臭の発生や苦情に関し、臭いの発生源の調査や行政指導等を行う。

基本目標Ⅱ 安全・安心して暮らすことができるまちを実現する

施策Ⅱ－３ 水を守る

	担当課	市の取組	R7 年度報告（実績）	令和 8 年度以降の取組計画
①	環境課	水質汚濁防止法等の関係法令に基づき、鳥取県や関係機関と連携し公共用水域の水質を測定し、事故発生時には迅速な対応に努めます。	○県と連携し、天神川水系の定点観測を実施（定点観測 17 地点） ○油流出等の水質事故の対応（1 件対応）	○県と連携し、天神川水系の定点観測を実施する。 ○油流出等の水質事故が発生した場合、水質汚濁の拡大を防止するため、国県等の関係機関を連携して適切に対応する。
②	環境課	工場・事業場からの排水測定を行います。	○公害防止協定に基づき事業所の排水等の測定を実施した。（２事業所：旭原産業廃棄物埋立地、久米畜産団地）	○公害防止協定に基づき事業所の排水等の測定を実施（２事業所：旭原産業廃棄物埋立地、久米畜産団地） ○鳥取中部ふるさと広域連合からの事業排水の水質検査の立会い
③	上下水道局 環境課	公共下水道及び集落排水施設への接続と単独処理浄化槽 ^{注 5} の合併処理浄化槽 ^{注 6} への転換を推進します。	R7 年度 水洗化の実績 84.3% ・市内世帯数 20,465（A） ・水洗化済世帯数 17,249（B） 水洗化率＝（B）／（A） 《水洗化済世帯の内訳》 公共下水 14,836 農業集落排水 2,022 林業集落排水 8 合併処理浄化槽 383	目標：水洗化率 令和 7 年度 84.9%以上 《水洗化率》 公共下水道・集落排水・合併浄化槽の水洗化済み世帯数／市内の全世帯数

④	農林課	良質な水の安定供給を確保する観点からも森林保全の整備推進に努めます。	森林整備計画を推進するため、間伐の支援を実施した。間伐面積 84ha (出所：R7 年度鳥取県林業統計)	新たな森林経営管理制度のもと、森林環境譲与税を活用し、森林保全のための取組と支援を行う。
⑤	環境課	化学物質による環境汚染、生態系への影響を防止するため、一般環境中における環境汚染化学物質(ダイオキシン類、環境ホルモン等)について情報提供に努めます。	○県が実施主体となる「河川のダイオキシン類調査」に協力した。 ※R7 は市内の調査地点なし 河川の水質に含まれるダイオキシン類に伴う県の汚染状況調査の測定ポイントの選定に協力	県が実施する環境汚染化学物質の実態把握に協力する。

注 5：単独処理浄化槽

し尿のみを処理するもので、生活雑排水(台所、洗濯、風呂などの排水)は処理されていないため、河川、湖沼等の公共用水域にそのまま流されています。

注 6：合併処理浄化槽

し尿だけでなく、生活雑排水も一緒に処理する浄化槽のことです。

基本目標Ⅱ 安全・安心して暮らすことができるまちを実現する

施策Ⅱ-4 騒音・振動の少ないまちをつくる

	担当課	市の取組	R7 年度報告(実績)	令和 8 年度以降の取組計画
①	環境課	騒音規制法・振動規制法に基づき、鳥取県や関係団体等と連携して測定・規制を行います。	○国の公害対策の基礎資料に活用される自動車騒音を測定し、その結果を国に報告した。 ○騒音施設法・振動規制法の規制を受ける特定施設設置届出書(6 件)、特定建設工事届書(7 件)を受付し、設置内容の確認を行った。	○国の公害対策の基礎資料に活用される自動車騒音を測定し、その結果を国に報告する。 ○騒音や振動を発生する「特定施設」を設置する場合や著しい騒音や振動を発生する「特定建設工事」を実施する場合の届出を受け付ける。
②	環境課	法的規制区域にかかわらず、法的基準内となるよう普及啓発に努めます。	騒音苦情対応の件数 3 件	騒音・振動の公害を未然に防止するため、日常での苦情や相談を解決に導く対応に努める。
③	環境課	鳥取県公害防止条例に基づき、深夜(午後 10 時から翌朝午前 6 時まで)の事業活動による騒音について測定・規制を行います。	深夜騒音の苦情対応の件数 1 件	深夜騒音に関する苦情(爆音機の使用時間の遵守)の解決に努める。

基本目標Ⅱ 安全・安心して暮らすことができるまちを実現する

施策 Ⅱ－5 美化活動を推進する

	担当課	市の取組	R7 年度報告（実績）	令和8 年度以降の取組計画
①	管理計画課 建設課 環境課	生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るため、河川や道路、排水路、公園等の全市一斉清掃を実施し、清潔で快適な生活環境を守ることに努めます。	【管理計画課】 委託業者や公民館、職員による定期的な公園の清掃を実施した。 【建設課】 ・8月8日に、道の日清掃を鳥取県中部総合事務所と倉吉市役所が協働で実施した。 （県：中部総合事務所～駅前付近、市：伝建群付近） ・4月20日に、天神川流域一斉清掃を国土交通省及び流域市町が主催となり、市民等に参加いただき実施した。 （R7 実績 1市3町計 889人、倉吉市 407人） 【環境課】 倉吉市・倉吉市自治公民館連合会共催「ごみゼロ全市一斉清掃」を実施した。 ごみゼロ全市一斉清掃参加人数 R7 実績 5,745人	【管理計画課】 公園を定期的に清掃し美化活動を推進する。 【建設課】 ・8月7日に、道の日清掃を鳥取県中部総合事務所と倉吉市役所が協働で実施予定。 （県：中部総合事務所～駅前付近、市：伝建群付近） ・4月19日に、天神川流域一斉清掃を国土交通省及び流域市町が主催となり、市民等に参加いただき実施した。 （R8 実績 1市3町計 858人、倉吉市 383人） 【環境課】 倉吉市・倉吉市自治公民館連合会共催「ごみゼロ全市一斉清掃」を実施する。
②	環境課	公共の場所におけるごみやタバコ等のポイ捨て禁止の周知徹底を図ります。	公共の場所での「ばい捨て禁止・飼い犬等のふんの放置禁止・喫煙の制限」の注意喚起を行った。 R7 年度対応件数 1件	清潔で快適な環境を確保するため、「倉吉市ポイ捨て等及び公共の場所における喫煙の制限に関する条例」に基づく啓発等を行う。
③	環境課	公共の場所における飼い犬等のふんの放置を防ぐとともに、マナーの周知に努めます。	マナー啓発の看板貸出 看板貸出3件	マナー啓発の看板貸出、リーフレット等の班回覧を実施し、美化活動を推進する。
④	環境課	鳥取県や環境美化指導員と連携し、環境美化促進地区の一層の美化を推進します。	倉吉市伝統的建造物群周辺の玉川清掃の実施・支援を行った。 ・市の委託業務の実施 ・地元住民ボランティア活動	地元住民ボランティア活動と連携し、倉吉市伝統的建造物群周辺の美化活動（玉川清掃）を推進する。

⑤	人権政策課	いかなる落書きもないよう防止啓発に努めます。	落書き案件の発生は無かった。 市公式ウェブサイト・人権文化センター広報紙で、差別落書き等を発見した際の対応方法や落書き禁止の啓発を行った。 (落書き案件なし)	人権侵害、差別落書きを未然に防止するため、市報、公式サイト等による啓発を行うとともに、差別事象が発生した場合は、事実確認、背景等を確認して必要な措置を講じる。 目標値：対応率 100%
⑥	市有施設各所管課	公共施設におけるバイク、自動車等の放置の禁止を周知します。	市有施設の機能保全及び利便性の確保を図るため、「倉吉市公共施設等における自転車等の放置に対する措置に関する条例」による規制により、自転車等放置の防止対策を行った。	市有施設の機能保全及び利便性の確保を図るため、「倉吉市公共施設等における自転車等の放置に対する措置に関する条例」による規制により、自転車等放置の防止対策を引き続き行っていく。

基本目標Ⅱ 安全・安心して暮らすことができるまちを実現する

施策Ⅱ－6 美化活動を支援する

	担当課	市の取組	R7 年度報告（実績）	令和 8 年度以降の取組計画
①	環境課	清掃ボランティアへのごみ袋の無償提供等支援を行います。	清掃活動ボランティアへごみ袋の配布（ごみ処理手数料の減免）を実施。 ・ R7 年度配布枚数 683 枚	玉川、鉢屋川、上灘の清掃活動ボランティア、赤十字奉仕団の清掃支援及び清掃活動ボランティアへごみ袋の配布による支援を行う。
②	環境課	自治公民館や地域ごとの生活排水溝清掃等、地域清掃活動を支援します。	・ 生活排水溝土砂運搬の支援 197 台 ・ フックロールコンテナ借上支援 (2 t) 117 台 (4 t) 45 台	町内清掃活動の支援として、生活排水溝土砂運搬の車両配車・清掃活動支援のためのフックロールコンテナの借り上げを行う。

基本目標Ⅱ 安全・安心して暮らすことができるまちを実現する

施策Ⅱ－7 野焼きを禁止する

	担当課	市の取組	R7 年度報告（実績）	令和 8 年度以降の取組計画
①	環境課	廃棄物処理法に基づき、野焼き ^{注 7} の原則禁止を周知します。	野焼き禁止の周知及び目撃や苦情への現場対応を行った。 R7 年度対応件数 1 件	野焼き禁止の注意喚起を行う。必要に応じて倉吉警察署とも連携して対応する。

注 7：野焼き

適法な焼却施設以外で廃棄物（ごみ）を燃やすことを「野焼き」といいます。

一般家庭でのごみの焼却行為は、ほとんど野焼きに該当し、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下、「廃棄物処理法」といいます。）では、特例を除いて禁止されています。

基本目標Ⅱ 安全・安心して暮らすことができるまちを実現する

施策Ⅱ－８ まちの清潔を保持する

	担当課	市の取組	R7 年度報告（実績）	令和 8 年度以降の取組計画
①	環境課 地域整備課	不法投棄 ^{注 8} に対し、鳥取県や倉吉警察署等の関係機関と協力・連携し、監視強化と防止活動に努めます。	【環境課】 県（廃棄物適正処理推進指導員）と連携し、不法投棄の対応を行った。 R6 年度不法投棄対応件数 28 件 【地域整備課】 「広域基幹林道円谷広瀬線緑を守り育てる会」のパトロールなど地域の協力を得て対応した。 ・月に 3 回程度のパトロール ・不法投棄撤去ボランティア作業	【環境課】 県（廃棄物適正処理推進指導員）と連携し、不法投棄の対応を行う。 【地域整備課】 「広域基幹林道円谷広瀬線緑を守り育てる会」のパトロールなど地域の協力を得て対応する。 ・月に 3 回程度のパトロール ・不法投棄撤去ボランティア作業
②	建築住宅課 環境課	土地や建物で適切に管理されていないものがあれば、その所有者や管理者等に清掃や原状回復等、適正管理をお願いするよう努めます。	【建築住宅課】 R7 年度アスベスト撤去支援事業補助利用実績：含有調査 2 件 R7 年度建設リサイクル法解体届出件数実績 126 件 【環境課】 県（廃棄物適正処理推進指導員）と連携し、不法投棄の把握に努めた。 R7 年度の対応件数 28 件	【建築住宅課】 アスベスト撤去支援事業の実施 【環境課】 不法投棄を未然に防止するため、所有者による土地や建物の清潔な管理の注意喚起を行う。

注 8：不法投棄

不法投棄の違反者には、5 年以下の懲役若しくは 1,000 万円（法人の場合は 3 億円）以下の罰金、又はその両方が科せられます。

基本目標Ⅱ 安全・安心して暮らすことができるまちを実現する

施策Ⅱ－９ 伝統的景観と都市景観を守る

	担当課	市の取組	R7 年度報告（実績）	令和 8 年度以降の取組計画								
①	文化財課	所有者等と連携し、伝統的な建造物の保存・伝統的景観の整備に努めます。	伝統的建造物の保存・伝統的景観の整備に努めた ・特定物件（建築物）の年度末件数 <table><tr><td>年度</td><td>R5</td><td>R6</td><td>R7</td></tr><tr><td>件数</td><td>350</td><td>350</td><td>350</td></tr></table>	年度	R5	R6	R7	件数	350	350	350	伝統的建造物の保存・伝統的景観の整備に努める。 ・特定物件（建築物）の件数 350 件（R8 年度末見込）
年度	R5	R6	R7									
件数	350	350	350									
②	管理計画課	周辺景観との調和に配慮した都市景観の保全に努めます。	届出対象の行為について内容を審査し、景観形成基準に適用する指導を行った。	届出対象の行為について内容を審査し、景観形成基準に適用する指導を行う。								
③	管理計画課	屋外広告物の適切な指導を行います。	屋外広告物適正化旬間にあわせて市報による広報を行った。	屋外広告物適正化旬間にあわせて市報による広報を行う。								

④	管理計画課 建設課	公園・緑地、街路樹の保全に努めます。	【管理計画課】 公園・緑地について、64 の公民館等へ 104 箇所の公園の管理を委託し保全に努めた。また、危険木・支障木を早期に発見、除去し景観の保全に努めた。 【建設課】 街路樹の管理を委託し、巡視点検や剪定、病虫害駆除等を行い、保全に努めた。	【管理計画課】 公園・緑地の危険木・支障木を早期に発見・除去し、景観の保全に努める。 【建設課】 街路樹の管理を委託し、巡視点検や剪定、病虫害駆除等を行い、保全に努める。
⑤	地域づくり 支援課	良好な自然環境を確保し、かつ、美観風致を維持するため必要があると認めるときは、一定の基準に該当する樹木、樹林等を保存樹、保存林として指定します。	保存樹・保存林の保全を図るため、必要となる処置に対して助成を行った。 ・長寿命化のための処置、害虫被害に対する処置等	保存樹・保存林の保全を図るため、必要となる処置に対して助成を行う。

基本目標Ⅱ 安全・安心して暮らすことができるまちを実現する

施策 Ⅱ－10 ペットを適正管理し、動物と共生する

	担当課	市の取組	R7 年度報告（実績）	令和 8 年度以降の取組計画								
①	環境課	鳥取県と連携し、ペットの飼い方の指導や終生飼養の普及啓発に努めます。	ペット飼養管理に関する苦情の相談を受け付け、動物愛護等を担当する県の窓口で苦情の内容をつなげ、対応を依頼した。（1 件）	・県が行うペットの適正な飼養管理の取組に協力する。 ・ペットの飼養管理に関する苦情や相談があった場合に県へ連絡し、問題解決のための必要な協力を行う。								
②	環境課	飼い主のいない猫に不妊や去勢の手術を受けさせる取組を支援します。	倉吉市野良猫不妊去勢手術費補助制度による野良猫の不妊・去勢手術を実施した。 【不妊去勢手術の頭数】 <table><tr><td>年度</td><td>R5</td><td>R6</td><td>R7</td></tr><tr><td>頭数</td><td>254</td><td>239</td><td>164</td></tr></table>	年度	R5	R6	R7	頭数	254	239	164	野良猫の繁殖を抑制し生活環境を保全するため、倉吉市野良猫不妊去勢手術費補助制度の周知を図る。
年度	R5	R6	R7									
頭数	254	239	164									
③	環境課	動物が空き家等に棲みつかないよう市民へ注意喚起に努めます。	生活環境の保全上の苦情や相談はなかった。	生活環境保全上の相談や苦情があれば、問題の解決に向けて対応する。								

基本目標 Ⅲ 人と自然が共生するまちを実現する

施策 Ⅲ－１ 豊かな農地を守る

	担当課	市の取組	R7 年度報告（実績）	令和 8 年度以降の取組計画
①	地域づくり 支援課 商工観光課 農林課	地域で取り組む自然 保護活動や学習活動 等の支援に努めま す。	【地域づくり支援課】 ・緑の観察会（参加者 5 名） ・名木めぐりバスツアー （参加者 9 名） ・倉吉市花と緑のまちづくり支援事 業補助金の交付 （3 件 227,200 円） 【観光交流課】 ○農家民泊・体験学習利用者 （R7 年度実績 11 件、1,039 人） （内訳） ・宿泊 9 件、996 人（内、関西の中 学校 7 校） ・体験学習（日帰り） 2 件、43 人 【農林課】 団体などによる森林づくりへの参加 を促す森林整備体験のイベント支援 を行った。 「とっとり共生の森」活動への支援 を実施した。	【地域づくり支援課】 ・緑の観察会 ・名木めぐりバスツアー ・倉吉市花と緑のまちづくり支援事 業補助金の交付 【観光交流課】 ○農家民泊・体験学習利用者 （R8 年度見込 12 件 1,100 人） 【農林課】 団体などによる森林づくりへの参加を 促す森林整備体験のイベントを支援す る。
②	農林課	地域の特色ある自然 環境の保護や普及啓 発に努めます。	立木の伐採や森林の土地取得をした 場合等の届出が適正に処理されるよ う周知を図った。 ・伐採届件数 5 件（面積 1.92ha） ・所有者届件数 50 件（面積 193.42ha）	立木の伐採や森林の土地取得をした場 合等の届出が適正に処理されるよう周 知を図る。
③	農林課	食の安全に対する消 費者ニーズの高まり に対応して、土づく り・減化学肥料・減化 学農薬に取り組むエコ ファーマーを育成 し、環境にやさしい 農業者を支援しま す。	日本型直接支払制度により適切に農 地を維持管理 ・地域の手で地域環境を守り・維持す る農地面積 （R 7 実績：2061.84 h a） ・環境にやさしい活動に取り組む営 農団体（4 団体）	○日本型直接支払制度により適切に農 地を維持管理 ・地域の手で地域環境を守り・維持する ・環境にやさしい活動に取り組む

基本目標 Ⅲ 人と自然が共生するまちを実現する

施策 Ⅲ－2 健やかな森林を守る

	担当課	市の取組	R7 年度報告（実績）	令和 8 年度以降の取組計画
①	農林課	地域の森林保全活動を支援し、森林が持つ多面的機能が今後とも維持・発揮されるよう努めます。	団体等が実施する間伐に対する支援を行った。 ・緊急間伐 補助金 10,000 千円 ・造林事業（保安林間伐等事業） 補助金 2,740 千円 ・間伐面積 589ha （R2 年度～R6 年度までの合計）	団体等が実施する間伐、作業道開設に対する支援する。
②	農林課	森林所有者による整備が困難で機能が低下した森林について、森林環境譲与税 ^{注 9} 等を活用し、森林の適正管理のための支援を行います。	○個人負担が必要な造林事業に対し、国県補助金に加え市独自に助成した。 ○森林整備の基礎となる間伐を行い、林業の活性化と公益的効能の維持を図った。 ・緊急間伐 補助金 10,000 千円 ・造林事業（保安林間伐等事業） 補助金 2,740 千円	○個人負担が必要な造林事業に対し、国県補助金に加え市独自に助成する。 ○森林整備の基礎となる骨格的な林道を開設し、林業の活性化と公益的効能の維持を図る。
③	農林課	森林環境保全税 ^{注 10} を活用して、森林所有者による整備が困難な荒廃森林については健全な森林整備に努めます。	○個人負担が必要な造林事業に対し、国県補助金に加え市独自に助成する。 ○森林整備の基礎となる骨格的な林道を開設し、林業の活性化と公益的効能の維持を図る。 ・竹林整備事業（5 団体） 1.76ha	○個人負担が必要な造林事業に対し、国県補助金に加え市独自に助成する。 ○森林整備の基礎となる骨格的な林道を開設し、林業の活性化と公益的効能の維持を図る。
④	農林課	造林地等における竹林の除伐、皆伐によるクヌギ等の造林、タケノコ栽培林化による竹林の適正管理の推進を支援します。	放置竹林等の整備を行う団体等への支援を行った。 （5 団体）	放置竹林等の整備を行う団体等への支援を行う。
⑤	建築住宅課 農林課	公共事業・公共施設への県産材の利用に努めます。	【建築住宅課】 R7 年度公共工事県産材使用量実績 0 m ³ （建築工事のみ） 【農林課】 取組実績なし	公共事業・公共施設への県産材の利用に努める。
⑥	農林課	立地条件や市民のニーズ等に応じ広葉樹の導入を図る等、多様な森林整備を推進します。	団体等が実施する間伐に対する支援を行った。 ・緊急間伐 補助金 10,000 千円 ・造林事業（保安林間伐等事業） 補助金 2,740 千円	団体等が実施する間伐、作業道開設に対する支援を行う。

⑦	農林課	美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進します。	森林病虫害等の駆除、まん延防止を図るため被害木薬剤処理及び樹種転換を行った。 ・松林保護樹林帯造成事業（未実施） ・ナラ枯れ若返り対策事業(6.6ha)	森林病虫害等の駆除、まん延防止を図るため被害木薬剤処理及び樹種転換を行う。
---	-----	----------------------------	--	---------------------------------------

注 9：森林環境譲与税

森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成 31 年 3 月 29 日法律第 3 号）に基づき、市町村において、間伐等や人材育成・担い手の確保、木材利用の推進や普及啓発等の「森林整備及びその促進に関する費用」に充てるもの。

注 10：森林環境保全税（県税）

全ての県民が享受している森林の公益的機能を持続的に発揮させるため、森林環境を保全し森林を守り育てる意識を醸成する費用や保安林や竹林の整備等に充てるため、県民税に上乗せして課税するものです。

基本目標Ⅲ 人と自然が共生するまちを実現する

施策 Ⅲ－3 野生動植物の生息・生育環境を守る

	担当課	市の取組	R7 年度報告（実績）	令和 8 年度以降の取組計画
①	建設課	公共工事の実施にあたっては、野生動植物の生息・生育環境に配慮します。	野生動植物の生息・生育環境に影響を及ぼすような大規模工事は実施していない。	野生動植物の生息・生育環境に影響を及ぼすような工事を実施する予定はない。
②	環境課 農林課	特定外来生物に関する情報を提供するとともに、在来種を保護するため、特定外来生物を駆除するよう周知に努めます。	【環境課】 オオキンケイギクの駆除活動についてホームページでの啓発を実施した。 【農林課】 個体数を減らすための方策と、防護柵等を設置し、被害軽減に取り組んだ。 ・捕獲頭数 ヌートリア：85 頭 タヌキ・アナグマ：127 頭	【環境課】 オオキンケイギクを始めとする特定外来生物の防除について啓発を実施する。 【農林課】 個体数を減らすための方策、防護柵等を設置し、被害軽減に取り組む。 ・捕獲頭数 ヌートリア：250 頭 タヌキ・アナグマ：各 100 頭
③	農林課	原生的な森林生態系、希少な野生動植物が生息・生育する森林、陸域・水域にまたがり特有の動植物が生息・生育する河畔林等の属地的に機能の発揮が求められる森林については、生物多様性保全機能の維持増進を図る森林として保全に努めます。	立木の伐採や森林の土地取得をした場合等の届出が適正に処理されるよう周知を図った。 ・伐採届件数 5 件（面積 1.92ha） ・所有者届件数 50 件（面積 193.42ha）	立木の伐採や森林の土地取得をした場合等の届出が適正に処理されるよう周知を図る。

④	農林課	近年、イノシシやシカ等の生息地域が拡大し農作物被害が深刻化しており、個体数減少対策に取り組めます。	個体数を減らすための方策と、防護柵等を設置し、被害軽減に取り組んだ。 ・狩猟免許取得者数（146 人） ・捕獲頭数（イノシシ：578 頭） ・捕獲頭数（シカ：322 頭） ・防護柵設置助成数（電気柵 39 基、WM 柵 2,572m）	個体数を減らすための方策と侵入防止、防護柵を実施し、被害軽減に取り組む ・狩猟免許取得者数（R8 目標：180 人） ・捕獲頭数（イノシシ目標：850 頭） ・捕獲頭数（シカ目標：400 頭） ・防護柵設置助成数（80 基）
---	-----	---	---	--

基本目標 Ⅲ 人と自然が共生するまちを実現する

施策 Ⅲ－4 自然とのふれあいを進める

	担当課	市の取組	R7 年度報告（実績）	令和 8 年度以降の取組計画
①	管理計画課	市民の憩いの場である公園・緑地の充実に努めます。	104 箇所の公園を 64 の公民館等へ管理委託し、憩える環境を醸成した。	104 箇所の公園を 64 の公民館等へ管理を委託し、環境整備の充実に図る。
②	企画課	青少年の森や水辺と親しむ親水公園等の環境を関係機関と連携して整備に努めます。	指標：青少年の森ボランティア作業 実施：令和 7 年度 計画 2 回・実施 1 回	青少年の森の整備（活用）について見直し。
③	地域づくり支援課 博物館	自然観察会や自然体験学習の場の充実に努めます。	【地域づくり支援課】 ・緑の観察会（参加者 5 名） ・名木めぐりバスツアー（参加者 9 名） 【博物館】 ○自然ウォッチング 年間 8 回実施(237 人)※うち 3 回中止 ○県博共催自然観察会 2 回実施(31 人) ○夏休み自然科学展 8/3～8/25 に開催 ○夏休み自然科学イベント 3 回実施(108 人) ○博物館講座 2 回実施(24 人) ※全 10 回（予定）のうち、2 回を自然をテーマにしたものを予定。 ○ふれあいホリデー 1 回(11 月)実施(15 人) ○響の森共催巣箱作り 1 回(11 人)	【地域づくり支援課】 ・緑の観察会 ・名木めぐりバスツアー 【博物館】（R8 計画） ○自然ウォッチング 年間 11 回計画→3 回実施 ○県博共催自然観察会 3 回計画→1 回実施 ○夏休み自然科学展 8/1～8/23 に開催予定 ○夏休み自然科学イベント 3 回計画 ○博物館講座 2 回計画 ※全 10 回（予定）のうち、2 回を自然をテーマにしたものを予定。 ○響の森共催巣箱作り 1 回実施

④	農林課	立地条件や市民のニーズ等に応じ広葉樹の導入を図る等、多様な森林整備や美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進します。	森林病虫害等の駆除、まん延防止を図るため被害木薬剤処理及び樹種転換を行った。 ・松林保護樹林帯造成事業（未実施） ・ナラ枯れ若返り対策事業（6.6ha）	団体等が実施する間伐、作業道開設に対する支援 ・森林病虫害等の駆除、まん延防止を図るため、被害被害木薬剤処理を行う。
⑤	環境課	鳥取県や鳥取県地球温暖化防止活動センターと連携し、環境問題の情報提供や学習機会の提供を図るとともに、環境教育・学習の実践者・指導者の育成に努めます。	○環境学習のツールとなる環境カレンダーを窓口等で配付した。	○環境学習のツールとなる環境カレンダーを窓口等で配付する。
⑥	環境課	環境教育活動を促進するため、こどもエコクラブ ^{注11} 活動に必要な支援に努めます。	こどもエコクラブ活動支援（5団体 620人） ・上灘小学校エコクラブ ・ひまわり保育園ちきゅうをまもるレンジャー ・せきがねニコニコエコクラブ ・上北条保育園エコクラブ ・上井児童センターエコクラブ	・こどもエコクラブ活動の充実を図るため、教育機関、保育園等にこどもエコクラブ活動・補助金の案内等を行う。 ・環境カレンダーにごどもエコクラブ活動の掲載を行い、環境保全の活動の促進を図る。

注 11：こどもエコクラブ

こどもエコクラブとは、幼児（3歳）から高校生まで誰でも参加できる環境活動のクラブです。

こどもの環境に対する理解や心を育み、地域とともに環境活動を行うことにより、地域の環境力を高めていきます。

基本目標Ⅳ ごみの少ないまちを実現する

施策Ⅳ-1 ごみの排出量を抑制する

	担当課	市の取組	R7年度報告（実績）	令和8年度以降の取組計画
①	環境課	2050年カーボンニュートラル実現に向け、使用済みプラスチック類の分別収集と再資源化について、鳥取中部ふるさと広域連合及び中部4町と検討を進めます。	鳥取中部ふるさと広域連合と構成市町において、プラスチック資源一括回収のステーション回収の実施に向けて、プラスチック資源の再商品化の方法と分別基準の策定について、鳥取中部ふるさと広域連合・中部構成町と協議を行った。	プラスチック資源一括回収のステーション回収の実施に向けた啓発事業の検討を進める。
②	環境課	ごみ減量に向けた環境学習等、各種普及啓発を充実します。	ごみ分別研修会 ・自治公民館学習会 5回	ごみ分別出前出張講座を随時開催し、ごみの適正な分別処分等の環境学習を推進する。
③	環境課	市民や事業者に対するごみ減量・リサイクルに関する情報発信や普及啓発に努め、ごみの減量化を図ります。	とっとりフード・ドライブ（鳥取県主催の食品寄付活動） ^{注12} の取組に参加し、市役所第2庁舎で寄付物品の収受を行った。 ・第1回開催（10月） 合計25点の寄付 ・第2回開催（1月） 合計23点の寄付	とっとりフード・ドライブ（鳥取県主催の食品寄付活動）の取組に参加し、食品ロス ^{注13} の削減に取り組む。
④	環境課	生ごみについては、水切りの徹底の普及啓発を推進するとともに、液肥等への再資源化の調査研究に努めます。	環境カレンダーや市報を活用し、生ごみの水切りの徹底によるゴミ減量の取組の周知を行った。	環境カレンダーや市報等を活用し、生ごみの水切りの徹底によるゴミ減量の取組の周知を行う。
⑤	環境課	エコショップやマイバッグ運動の普及啓発に努めます。	環境省が推進する「クールチョイス」に貢献するマイバックの持参等の普及啓発を行った。 （市のウェブサイトに掲載） R7年度 買い物袋の持参率 89.2% ※市民意識調査	環境省が推進する「デコ活」に貢献するマイバックの持参等について、環境カレンダー等を活用して普及啓発に取り組む。

注12：とっとりフードドライブ

フードドライブとは、家庭などで余っている食品を受付場所に持参・寄付することや食料支援団体に提供することで、必要としている子ども食堂や福祉施設等へ届ける活動のことです。

注13：食品ロス

売れ残りや食べ残し、期限切れ食品など、本来は食べることができたはずの食品が廃棄されることです。食品の廃棄や損失の原因は多様で、生産、加工、小売、消費の各段階で発生します。

	担当課	市の取組	R7 年度報告（実績）	令和8年度以降の取組計画																								
⑥	環境課	家庭から出る資源ごみを自治公民館や地域活動団体、倉吉市の回収を通じて倉吉市の委託業者へ搬出するよう啓発に努めます。	資源回収団体の回収実績に応じて報奨金を交付。 ・登録団体 261 ・実施団体 77 団体、実施件数 172 件) 【資源回収の実施団体数】 <table><tr><td>年 度</td><td>R5</td><td>R6</td><td>R7</td></tr><tr><td>団体数</td><td>69</td><td>81</td><td>77</td></tr></table> 【資源回収量の実績】 <table><tr><td>年 度</td><td>R5</td><td>R6</td><td>R7</td></tr><tr><td>古紙（kg）</td><td>256,170</td><td>238,481</td><td>217,335</td></tr><tr><td>金属（g）</td><td>14,981</td><td>16,094</td><td>13,865</td></tr><tr><td>びん（本）</td><td>371</td><td>226</td><td>262</td></tr></table>	年 度	R5	R6	R7	団体数	69	81	77	年 度	R5	R6	R7	古紙（kg）	256,170	238,481	217,335	金属（g）	14,981	16,094	13,865	びん（本）	371	226	262	資源回収団体の回収実績に応じて交付する報奨金制度を活用し、資源の再利用及びごみの減量を図る。
年 度	R5	R6	R7																									
団体数	69	81	77																									
年 度	R5	R6	R7																									
古紙（kg）	256,170	238,481	217,335																									
金属（g）	14,981	16,094	13,865																									
びん（本）	371	226	262																									
⑦	環境課	鳥取中部ふるさと広域連合及び中部4町と連携して小型家電回収を拡大し、小型家電に含まれるレアメタル等のリサイクルとごみ減量に努めるとともに、焼却灰や落じん灰のリサイクルを図ります。	一般廃棄物最終処分場 「グリーンランドほうき」の残渣埋立量（1市4町分） <table><tr><td>年度</td><td>R5</td><td>R6</td><td>R7</td></tr><tr><td>重量（t）</td><td>1,487</td><td>1,364</td><td>1,322</td></tr><tr><td>埋立量（㎡）</td><td>1,238</td><td>1,094</td><td>1,049</td></tr></table> ※平成27年度より開始した焼却灰リサイクルによって、最終処分場への埋立量が減少。 ※最終処分場へのごみ持ち込み量 R7実績 663 t	年度	R5	R6	R7	重量（t）	1,487	1,364	1,322	埋立量（㎡）	1,238	1,094	1,049	ごみの適正な分別と小型家電の回収を推進し、最終処分場の延命化を図る。												
年度	R5	R6	R7																									
重量（t）	1,487	1,364	1,322																									
埋立量（㎡）	1,238	1,094	1,049																									
⑧	環境課	2026（令和8）年度の1人あたりのごみの排出量を2014（平成26）年度の3%減とし、ごみ処理費用の負担が軽減されるよう努めます。	1人1日あたり排出量（家庭系及び事業系） [単位：g／人日] <table><tr><td>R5 年度</td><td>R6 年度</td><td>R7 年度</td></tr><tr><td>1,123</td><td>1,064</td><td>1,025</td></tr></table> ※排出量は横ばいで推移している。	R5 年度	R6 年度	R7 年度	1,123	1,064	1,025	4 R の取組の普及啓発 リフューズ：断る リデュース：減らす リユース：繰り返し使う リサイクル：資源で再利用																		
R5 年度	R6 年度	R7 年度																										
1,123	1,064	1,025																										

基本目標Ⅳ ごみの少ないまちを実現する

施策Ⅳ-2 リサイクルを推進する

	担当課	市の取組	R7 年度報告（実績）			令和8 年度以降の取組計画
①	環境課	廃棄物処理法をはじめ 各リサイクル関連法の 趣旨を市民・事業者 に啓発します。	リサイクル率の推移（％）			ごみの排出量を抑制し、団体資 源ごみの回収量の拡充を図る。 リサイクル率＝（資源化量＋団 体資源ごみ回収量）÷（ごみ総収 集量＋団体資源ごみ回収量）
			R5 年度	R6 年度	R7 年度	
			24.88	22.46	21.89	
			※リサイクル率は、横ばいで推移			

②	環境課	ごみの分別収集と減量化の徹底を図ります。	ごみ収集量（可燃・不燃・粗大） [単位：t] <table><tr><td>年 度</td><td>R5</td><td>R6</td><td>R7</td></tr><tr><td>家庭系</td><td>8,328</td><td>7,893</td><td>7,884</td></tr><tr><td>事業系</td><td>5,365</td><td>5,072</td><td>4,731</td></tr><tr><td>合 計</td><td>13,693</td><td>12,965</td><td>12,615</td></tr></table> ※ごみ収集量は減少傾向で推移している。	年 度	R5	R6	R7	家庭系	8,328	7,893	7,884	事業系	5,365	5,072	4,731	合 計	13,693	12,965	12,615	4 R の取組の普及啓発 リフューズ：断る リデュース：減らす リユース：繰り返し使う リサイクル：資源で再利用
年 度	R5	R6	R7																	
家庭系	8,328	7,893	7,884																	
事業系	5,365	5,072	4,731																	
合 計	13,693	12,965	12,615																	
③	環境課	資源ごみの集団回収等の支援と推進に努めます。	資源回収団体の回収実績に応じて報奨金を交付。 ・登録団体 261 ・実施団体 77 団体、実施件数 172 件） 【資源回収の実施団体数】 <table><tr><td>年 度</td><td>R5</td><td>R6</td><td>R7</td></tr><tr><td>団体数</td><td>148</td><td>81</td><td>77</td></tr></table>	年 度	R5	R6	R7	団体数	148	81	77	資源回収団体の回収実績に応じて交付する報奨金制度を活用し、資源の再利用及びごみの減量を図る。								
年 度	R5	R6	R7																	
団体数	148	81	77																	
④	会計課 管理計画課	公共事業等には、積極的に再生商品、再生原料を使用します。	【会計課】 単価契約物品のうち、 グリーン購入法適合商品・事務用品の調達率 ・R6 年度 全品目のうち 69% (55/80 品目) <table><tr><td>年 度</td><td>R5</td><td>R6</td><td>R7</td></tr><tr><td>実 績</td><td>79%</td><td>71%</td><td>69%</td></tr></table> 【管理計画課】 ・工事約款にリサイクルの推進をうたっている。	年 度	R5	R6	R7	実 績	79%	71%	69%	【会計課】 グリーン購入法適合商品・事務用品の調達に務める。 【管理計画課】 公共事業等には、積極的に再生商品、再生原料を使用する。								
年 度	R5	R6	R7																	
実 績	79%	71%	69%																	
⑤	環境課	《R4 年度からの取組》 アップサイクルの普及啓発に努めます。	取組実績なし	環境カレンダーを活用し、アップサイクルの取組の周知を行う。																
⑥	環境課	《R4 年度からの取組》 生活の知恵を取り入れたリサイクル行動の普及啓発に努めます。	取組実績なし	新聞紙等の再利用やリサイクルの普及啓発を行う。																
⑦	環境課	廃食用油のリサイクル 注 14 の支援に取り組めます。	指標 廃食用油の回収量 実績 2,640kg 廃食用油の回収場所：16 箇所	事業者が取組む使用済みの天ぷら油のリサイクル（車両バイオディーゼル燃料）の回収に協力する。																
⑧	環境課	エコマーク商品・グリーンマーク商品の利用促進の普及啓発に努めます。	グリーン購入（エコマーク商品・グリーンマーク商品等）について、市のウェブサイト普及啓発を行った。	グリーン購入（エコマーク商品・グリーンマーク商品等）の普及啓発を行う。																

⑨	環境課	小型家電回収が定着しつつあることから、引き続きボックス回収とステーション回収を進めます。	小型家電回収ボックスを 21 箇所設置し、ステーション回収と合わせて、小型家電に含有される希少金属のリサイクルを推進。 [単位：kg] <table><tr><td>年 度</td><td>R5</td><td>R6</td><td>R7</td></tr><tr><td>回収量</td><td>49,510</td><td>53,120</td><td>54,121</td></tr></table>	年 度	R5	R6	R7	回収量	49,510	53,120	54,121	小型家電ステーション回収・回収ボックス設置により、小型家電に含有される希少金属のリサイクルの推進
年 度	R5	R6	R7									
回収量	49,510	53,120	54,121									
⑩	環境課	ミックスペーパー ^{注 15} の分別徹底について普及啓発に努めます。	ごみの区分と出し方（保存版）等に掲載し、ミックスペーパー（雑紙）分別を周知した。（ミックスペーパー） ティッシュの箱、はがき、封筒、ダイレクトメール、カレールーなどの食品の紙箱、紙きれ、メモ用紙、パンフレットなど。	ごみの区分と出し方（保存版）等に掲載し、ミックスペーパー（雑紙）分別を周知する。								
⑪	環境課	自治公民館や地域活動団体等での積極的な資源ごみ回収の取組の拡大を進めます。	資源回収団体の回収実績に応じて報奨金を交付。 ・登録団体 261 ・実施団体 77 団体、実施件数 172 件） 【資源回収の実施団体数】 <table><tr><td>年 度</td><td>R5</td><td>R6</td><td>R7</td></tr><tr><td>団体数</td><td>69</td><td>81</td><td>77</td></tr></table>	年 度	R5	R6	R7	団体数	69	81	77	資源回収団体の回収実績に応じて交付する報奨金制度を活用し、資源の再利用及びごみの減量を図る。
年 度	R5	R6	R7									
団体数	69	81	77									

注 14：廃食用油のリサイクル

廃食用油は軽油と比べて大気中への有害物質の排出が少ないことから、民間事業者では環境の配慮を目的とするリサイクルの取組を進めています。

（市有施設リサイクルボックス設置場所：倉吉市役所本庁舎、倉吉市役所関金支所、旧倉吉市役所水道局、倉吉パークスクエア交流プラザ、旧市立山守小学校、上北条・上井・西郷・成徳・明倫・灘手・社・北谷・高城・小鴨・上小鴨コミュニティセンター）

注 15：ミックスペーパー

新聞、雑誌、段ボール、飲料用パックのいずれの区分にも入らない物で、従来可燃ごみとして焼却されるが多かった紙ごみ（例：菓子などの紙箱、包装紙、封筒、パンフレット等）のことです。

基本目標 IV ごみの少ないまちを実現する

施策 IV－3 廃棄物を適正に処理する

	担当課	市の取組	R7 年度報告（実績）	令和 8 年度以降の取組計画
①	環境課	一般廃棄物は、倉吉市一般廃棄物処理計画に基づき適正な処理を行います。	ごみの適正な分別の普及啓発及びステーション回収により、一般廃棄物の適正な処理を行った。	ごみの適正な分別の普及啓発及びステーション回収により、一般廃棄物の適正な処理を行う。 ・ごみ収集予定表、冊子「ごみの区分と出し方」全戸配布

②	環境課	鳥取県と連携し監視カメラを設置する等監視強化を行い、廃棄物の不法投棄撲滅や不適正処理の防止に努めます。	通報等を受け、関係機関と連携して不法投棄の撤去等を行った件数 <table><tr><td>年度</td><td>R5</td><td>R6</td><td>R7</td></tr><tr><td>件数</td><td>10</td><td>7</td><td>28</td></tr></table>	年度	R5	R6	R7	件数	10	7	28	・県及び倉吉警察署、関係機関と連携し、不法投棄の防止に努める。 ・土地の所有者へ、不法投棄されないよう、普段から土地を清潔にと持つなどの適切な管理を心がけるように啓発を行う。
年度	R5	R6	R7									
件数	10	7	28									
③	環境課	鳥取県と連携し「鳥取県使用済物品等の放置防止に関する条例」に基づき、不適切な不用品回収業者に対する監視強化と指導に努めます。	不法な不用品回収業者に関する相談は寄せられなかった。	県と連携して、不適切な不用品回収業者による使用済物品の放置を防止する。								
④	環境課	市民に対して、違法な不用品回収業者を利用しないよう注意喚起に努めます。	不法な不用品回収業者に関する相談は寄せられなかった。	違法（一般廃棄物の許可を持たない）な不用品回収業者を利用しないよう注意喚起に努める。 ・ホームページ、市報等を活用する。								

基本目標Ⅴ 環境意識が高いまちを実現する

施策Ⅴ-1 環境意識を醸成する

	担当課	市の取組	R7 年度報告（実績）	令和8年度以降の取組計画
①	環境課 子ども家庭課 学校教育課	認定こども園・幼稚園・保育所、児童館、小・中学校と連携し、環境教育・学習機会の提供と環境教育活動の充実を図り、幼児・児童・生徒の環境意識を高め、環境問題の解決に向け行動できる人材育成に努めます。	【環境課】 こどもエコクラブ活動支援（5団体 620人） 【子ども家庭課】 幼児、児童を対象に身近な生活習慣、日常の活動における環境問題を意識した教育保育を実践した。 【学校教育課】 ・各教科、領域における年間指導計画に沿った環境教育の実施（実施率100%） ・地域と連携・協働した取組（各校または各中学校毎に実施：ごみ拾い・クリーンプロジェクトなど）	【環境課】 こどもエコクラブ全国事務局登録済みで令和7年度活動支援したこどもエコクラブ5団体の環境学習・環境活動の促進を継続していく。 【子ども家庭課】 こどもエコクラブの実践、環境問題を意識した支援、教育保育の実践 【学校教育課】 ・各教科、領域における環境教育の実施（100%） ・地域と連携・協働した取組（ごみ拾い・クリーンプロジェクトなど）

②	環境課	関係機関や市民団体等と連携し、市民一人ひとりの学習機会の提供に努め、市民一人ひとりが主体的に環境活動等を実践できるよう普及啓発に努めます。	○ごみ分別出前出張講座 ・自治公学習会 5回 ○6月の環境月間に特集記事「おトクで快適未来志向の暮らし方 ガマンしない！省エネ生活のススメ」を掲載。 ○次世代を担う若年層に環境保全活動を紹介するため、県補助金を活用して「2025年版くらしよし環境カレンダー」を作成し、小学校4～6年生、中学校1～3年生へ配布した。また、小学校、団体で環境学習の出前授業を実施した。	○ごみ分別出前出張講座を随時開催し、ごみの適正な分別処分等の環境学習を推進する。 ○次世代を担う若年層に環境保全活動を紹介するため、「2026年版くらしよし環境カレンダー」を作成し、小学校4～6年生、中学校1～3年生へ配布する。また、小学校、団体への出前授業を実施する。												
③	環境課	鳥取県等と連携し、様々な環境教育活動を実施するこどもエコクラブ活動を支援します。	こどもエコクラブ活動支援 こどもエコクラブ活動支援補助金を活用した団体数及び活動人数 @700円/1人 <table><tr><td>年 度</td><td>R5</td><td>R6</td><td>R7</td></tr><tr><td>団体数</td><td>6</td><td>6</td><td>5</td></tr><tr><td>人 数</td><td>817</td><td>804</td><td>620</td></tr></table>	年 度	R5	R6	R7	団体数	6	6	5	人 数	817	804	620	こどもエコクラブ活動の充実を図るため、教育機関、保育園等にこどもエコクラブ活動・補助金の案内等を行う。
年 度	R5	R6	R7													
団体数	6	6	5													
人 数	817	804	620													
④	環境課	環境家計簿の普及啓発に努めます。	R7年度版環境カレンダーにエコライフ等の環境保全の取組を掲載した。環境カレンダーは窓口配布とホームページ掲載に加えて、ごみ分別学習会の際にも紹介して活用した。	子供から大人へ環境保全に関する話題が広がるように子供向けのR8年度版環境カレンダーを作成し、小中学校を通じて学校の生徒（小4～6年生、中学生）に配布する。												

基本目標Ⅴ 環境意識が高いまちを実現する

施策Ⅴ-2 環境に関する情報を提供する

	担当課	市の取組	R7年度報告（実績）	令和8年度以降の取組計画
①	環境課	市報、ホームページ、その他の広報活動により自然環境・公害関係の情報提供に努めます。	環境保全の取組の情報提供 ・環境カレンダーやホームページ等を活用して、地球温暖化対策の取組の啓発を行った。 ・ホームページを活用し、生態系等に被害を及ぼす外来種の防除等の啓発や大気汚染、騒音、振動等の公害防止に関する啓発を行った。 ・市報で環境月間、地域猫活動などの周知を行った。	環境保全の取組の情報提供 ・地球温暖化対策の啓発

②	環境課	各種イベント、環境教育・学習会等を開催し、環境問題の情報提供に努めます。	・市報を活用し、地域猫活動の周知を行った。 ・ごみ分別出前出張講座 自治公学習会 5回	・県やボランティア団体と連携し、地域猫活動の普及啓発を図る。 ・ごみ分別出前出張講座を開催し、ごみの適正な分別とごみ減量に向けた環境学習を開催する。
---	-----	--------------------------------------	--	---

※地域猫活動

地域住民と飼い主のいない猫との共生をめざし、不妊去勢手術を行ったうえで、地域住民で適正に飼養管理することにより、将来的に飼い主のいない猫をなくしていくことを目的とする取組です。

施策 V-3 環境を監視し、注意喚起を促す

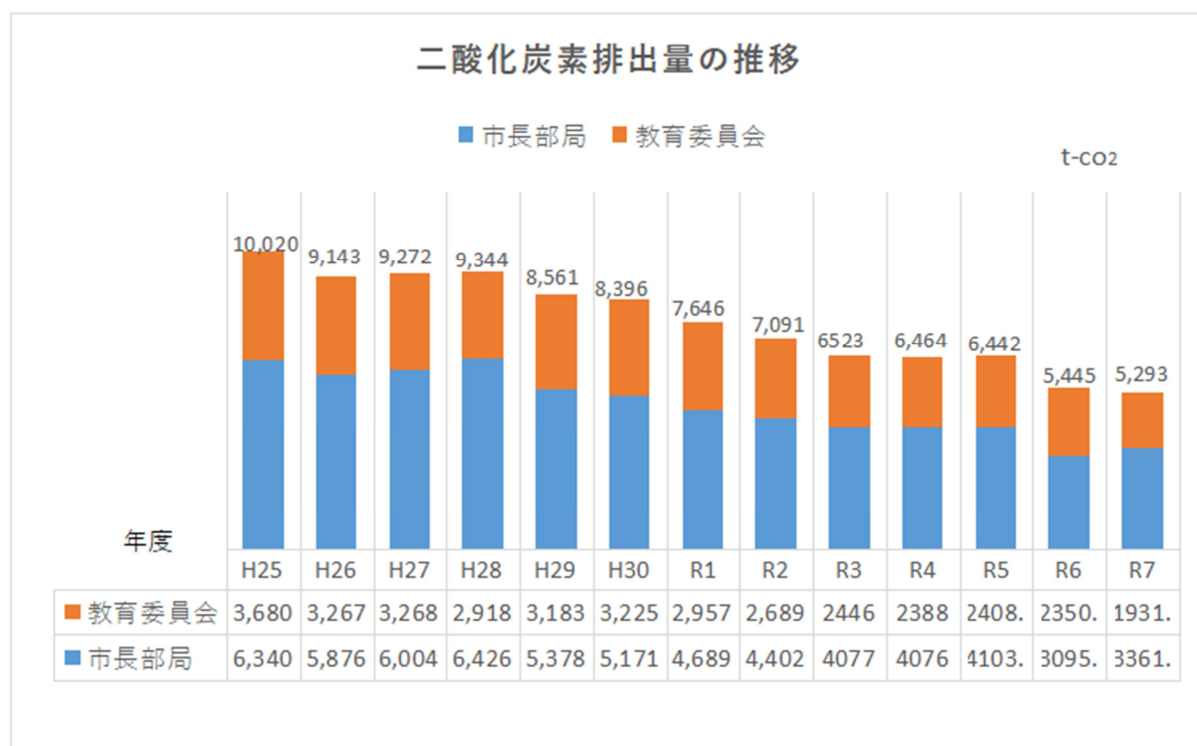
	担当課	市の取組	R7 年度報告（実績）	令和 8 年度以降の取組計画
①	環境課	大気汚染・水質汚濁、騒音・振動、悪臭等の事故発生時には適切な対応に努めます。	実際に水質汚濁が発生した際、初動対応においてオイルフェンスや油吸着マットを使用し、甚大な事故（天神川水系への流出）を防いだ。（1 件）。	天神川水系水質汚濁防止連絡協議会の水質事故対策訓練等に参加し、万一の水質汚濁事故の発生時の初動対応に備える。
②	環境課	国・鳥取県等の監視測定、調査に協力します。	○騒音規制法に基づく、自動車騒音常時監視調査を実施した。（環境省に報告） ○公共水域水質測定計画に基づく、天神川水系の水質検査を実施した。（県に報告）	○騒音規制法に基づく、市内の自動車騒音常時監視調査を実施する。（環境省へ報告） ○公共水域水質測定計画に基づく、天神川水系の水質検査を実施する。（県へ報告）
③	環境課	環境汚染化学物質（ダイオキシン類、環境ホルモン等）について情報提供に努めます。	市報、ホームページ等で、野焼きの禁止の注意喚起を行った。	市報、ホームページ等で、野焼きの禁止の注意喚起を行う。

倉吉市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）[令和 7 年度取組実績]

1 市の事務事業に伴う二酸化炭素排出量の推移について

○令和 7 年度実績値 5,293 t-CO₂

○H25 年度（計画の基準年度）比で、二酸化炭素排出量を 47.2%削減しました。



☑二酸化炭素換算数量は、次のとおり算定します。

≪灯油・重油・ガソリン・軽油などの燃料≫

燃料使用量（kl）×換算係数（GJ/kl）×排出係数（tC/GJ）

×44/12（CO₂ の分子量/C の分子量） ※燃料ごとに換算係数、排出係数が異なります。

≪電気≫

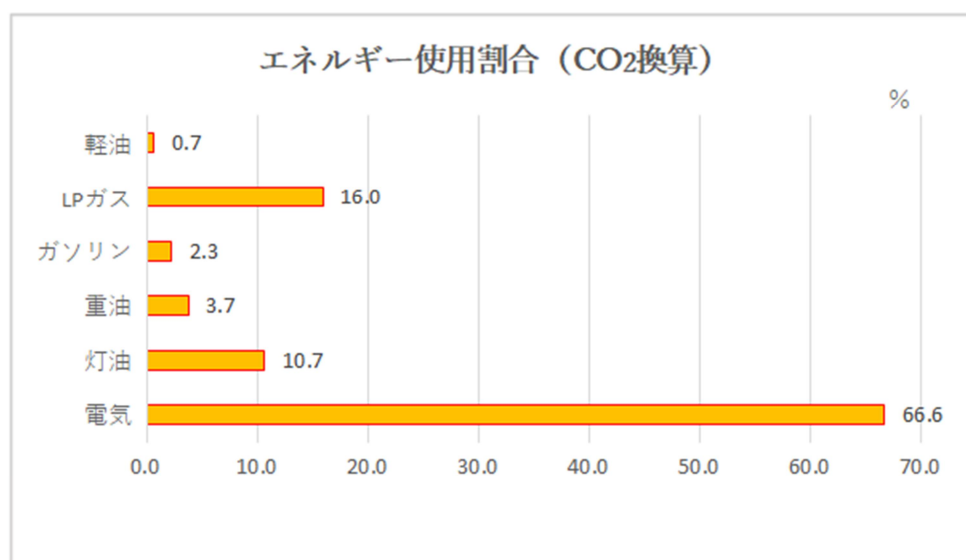
電気使用量（kwh）×電気事業者別排出係数（t-CO₂/kwh）注¹

¹ CO₂ 排出係数（CO₂ 排出原単位）は、電力会社が一定の電力を作り出す際にどれだけの二酸化炭素を排出したかを推し測る指標です。毎年、環境省のホームページ上で電気事業者別排出係数一覧が公表されています。

2 令和7年度の市有施設のエネルギー消費割合について

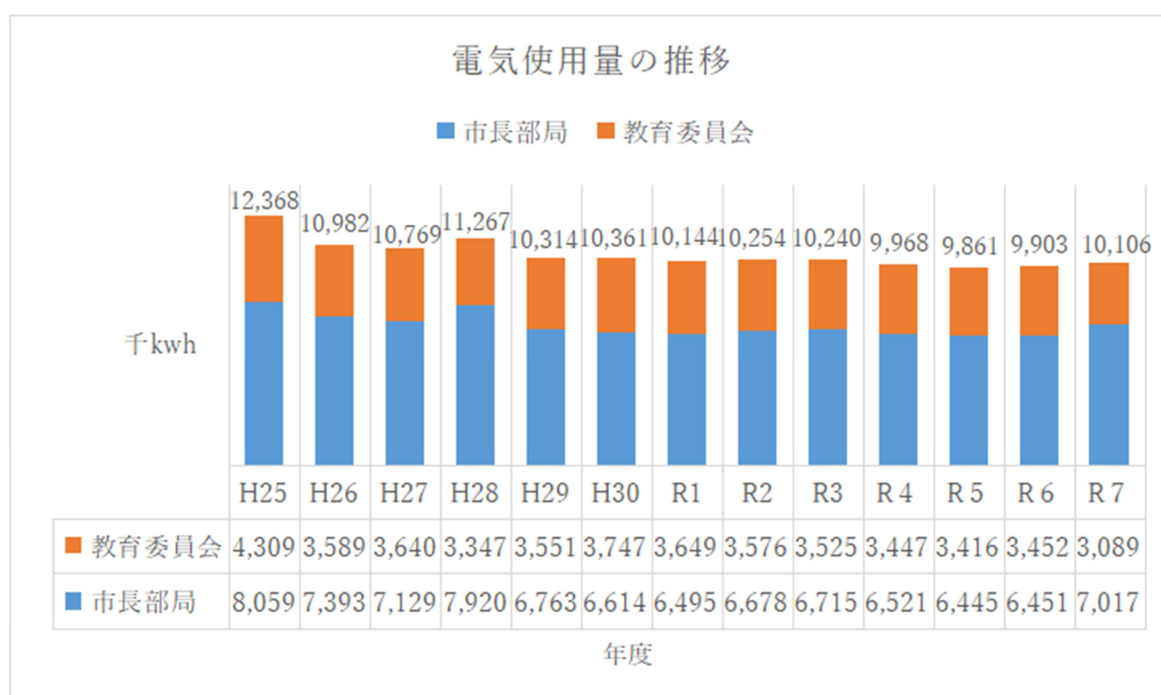
○エネルギー使用量（二酸化炭素換算）の66.6%を電気が占めています。

星取りテラスせきがねの開業により、LPガスの消費量が大幅に拡大しました。



3 市の事務事業に伴う電気使用量の推移について

○令和4年度以降は削減傾向でしたが、新規施設（星取テラスせきがね）及び夏季の電力需要により電気使用量が増加しました。



倉吉市市民生活部 環境課

〒682-8633 鳥取県倉吉市堺町 2 丁目 253-1

TEL : 0858-22-8168 FAX : 0858-27-0518

第 2 次倉吉市環境基本計画 取組状況総括表

【めざす環境像】快適に暮らすことができるまち倉吉

計画の施策体系			主な取組状況	新たな計画に向けた課題
基本目標Ⅰ 地球にやさしいまちを実現する				
施策	I - 1	低炭素型のまちづくりを推進する	- 分散型エネルギーシステム普及に向けて、住宅用蓄電池、薪ストーブに支援補助金を交付。 - 市事務事業における温室効果ガス排出量削減に向け、第2庁舎屋上に太陽光発電設備(90kW)設置。 - 若者世代への啓発のため、環境教育副読本『環境カレンダー』を作成し、小中学校を通じて配布。 - 脱炭素社会の実現に向けた地域モデルの構築を目指し、環境省『脱炭素先行地域』の選定を受け、農地の再活用と再生可能エネルギー利用の拡大を図る営農型太陽光発電の導入の取組を開始。 - 再生可能エネルギーの地産地消による地域経済循環を目指して株式会社鳥取みらい電力に出資し、市有施設で使用する電力の調達を開始。 - 令和4年度にクレジット創出者の鳥取県中部森林組合、クレジット販売仲介を担う株式会社鳥取銀行、クレジットの普及啓発を推進する倉吉市が連携協定を締結し、事業者の脱炭素を支援。 - ライフスタイルに起因する温室効果ガスの削減に向けた意識変革や行動変容を促す国民運動「DECO 活」、県の実施する「トトリボーン！」に参加。	- 低炭素から脱炭素に向けた取組の加速。 - 気候変動による暑熱対策（熱中症、農作物）、災害の激甚化などへの適応策の設定。 - 木材を使って森を育てる森林の持続的サイクル形成。 - 電気代やガソリン代を削ったら、結果的に CO2 も減っていたという行動変容の啓発。 - 蛍光灯の 2027 年製造停止に対応する LED 化の促進。 - 太陽光発電の卒 FIT、災害対策としての蓄電池普及。 - 個人、事業者脱炭素電気への電力契約切替の推進。 「脱炭素先行地域」の実現に向けた取組の推進。 - 公共交通の利用促進に向けた利便性向上。
	I - 2	エネルギーの消費量を削減する		
	I - 3	再生可能エネルギーを使用する		
	I - 4	温室効果ガスの排出を抑制する		
基本目標Ⅱ 安全・安心して暮らすことができるまちを実現する				
施策	II - 1	大気を守る	- PM2.5（微小粒子状物質）の環境基準値超過なし。 - 油流出等の水質事故対応（1 件）、悪臭の発生や苦情への発生源の調査や行政指導を実施（3 件） - 近隣住民から苦情に基づく例外的に認められる屋外焼却行為（野焼き）への指導。 - 上水道及び簡易水道の水源地・給水栓及び地元管理の水道施設において有機フッ素化合物「PFAS」の検査を実施し、すべての検査結果において、「定量下限値未満（5ng/L 未満）」であることを確認。 - 県と連携し、天神川水系の定点観測を実施（定点観測 17 地点）。 国が行った一級河川の水質調査で天神川と小鴨川は水質が最も良好な河川と判定されている。 - 水洗化率の上昇に向け、合併処理浄化槽の設置を支援。 - 倉吉市・倉吉市自治公民館連合会共催「ごみゼロ全市一斉清掃」などにより美化活動を推進。 - 通報等を受け、関係機関と連携して不法投棄の撤去等を実施。（28 件） - 野良猫の繁殖を抑制し生活環境を保全するため、倉吉市野良猫不妊去勢手術費補助制度を実施。	- 良質な水の安定供給を確保する森林保全の整備推進。 - 高齢化や人口減少により清掃活動へ参加が減少。 - 地域団体等と協力、連携し、不法投棄防止 - 歴史的な町並みや伝統的な建造物を次世代につなぐ担い手不足（空き家の増加）。 - 良好な景観形成の必要性や保全・活用による魅力的なまちづくりに対する地域住民や事業者等の理解と参加意識の向上。 - 街路樹の巨大化・老齢化による弊害の解消。 - 経費多額による保存樹、保存林の適期処置の見送り。 - 毎年数件程度、違反広告物が存在している。
	II - 2	悪臭の抑制されたまちをつくる		
	II - 3	水を守る		
	II - 4	騒音・振動の少ないまちをつくる		
	II - 5	美化活動を推進する		
	II - 6	美化活動を支援する		
	II - 7	野焼きを禁止する		
	II - 8	まちの清潔を保持する		
	II - 9	伝統的景観と都市景観を守る		
	II - 10	ペットを適正管理し動物と共生する		
基本目標Ⅲ 人と自然が共生するまちを実現する				
施策	III - 1	豊かな農地を守る	- 自然環境保全に関する住民参加イベント、間伐面積の増加、放置竹林整備などの実践を支援。 - 農作物被害を及ぼすイノシシやシカ及び在来種保護のため特定外来生物の駆除を実施。 - J -クレジットの普及啓発を行うことで、カーボン・オフセットに取り組む事業者を後押しするとともに、間伐の推進による豊かな森づくりを支援。	「みどりの食料システム戦略」に基づく持続可能な食料システムの構築。 - 自然保護活動等へのニーズに即した助成制度の充実。 - 若年層の関心を喚起する自然体験事業の魅力向上。 - 過疎化や高齢化等による農村型体験受入規模の縮小。 - 住民団体の高齢化による公園等協働管理辞退の増加。
	III - 2	健やかな森林を守る		
	III - 3	野生動植物の生息・生育環境を守る		
	III - 4	自然とのふれあいを進める		
基本目標Ⅳ ごみの少ないまちを実現する				
施策	IV - 1	ごみの排出量を抑制する	- 食品ロス削減の呼びかけ等により 1 人 1 日あたりのごみ排出量は減少傾向にある。 - ごみの排出抑制や再生利用の推進、住意識改革、排出量に応じた負担の公平性の確保、ごみ処理経費の増加に伴うごみの排出者の適正な負担等を反映させるため、指定ごみ袋料金を見直し。 - 鳥取中部ふるさと広域連合において策定した「一般廃棄物処理システム基本構想」の実現に向け、ほうきリサイクルセンター更新、プラスチック分別回収、廃棄物エネルギーの利用等の準備推進。	- 県平均を 5%程度上回っている家庭系ごみが県平均を下回るよう引き続き減量に取り組む必要がある。 - プラスチックごみの分別開始に向けた意識醸成。
	IV - 2	リサイクルを推進する		
	IV - 3	廃棄物を適正に処理する		
基本目標Ⅴ 環境意識が高いまちを実現する				
施策	V - 1	環境意識を醸成する	- 環境カレンダーやホームページ等を活用して、地球温暖化対策の取組の啓発を実施。 - 保育所、認定こども園・児童館、小・中学校等への環境教育活動（こどもエコクラブ活動）支援。	- こどもエコクラブの活動支援団体及び人数の減少。 - 電気代やガソリン代を削ったら、結果的に CO2 も減っていたという行動変容の啓発。
	V - 2	環境に関する情報を提供する		
	V - 3	環境を監視し、注意喚起を促す		

【めざす環境像】快適に暮らすことができるまち倉吉

第3次倉吉市環境基本計画の策定について

本市の環境の保全に関する施策については、倉吉市環境基本条例に基づき、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な計画となる倉吉市環境基本計画を定め、倉吉市総合計画に掲げる環境関連事項等について取組を進めている。

現計画である第2次計画は平成29年度から令和8年度を計画期間としており、今年度が最終年となることから、第3次計画の策定を行うため、倉吉市環境審議会に諮問する。

1 第3次倉吉市環境基本計画策定スケジュール（案）

令和8年8月下旬	第1回審議会 見直し方針（骨子案） 諮問
市民アンケートの実施	9月中
令和8年10月下旬	第2回審議会 計画原案の審議
令和8年12月	第3回審議会 パブコメ案
令和9年1～2月	パブリックコメント実施
令和9年3月	第4回審議会 答申

2 計画の基本的事項

■倉吉市環境基本計画の策定経過

第1次計画 平成17年1月策定 平成17年1月から平成27年3月（10年間）

第2次計画 平成29年2月策定 平成29年度から平成38(令和8)年度（10年間）

前期計画期間 平成29年度 から 平成33(令和3)年度（5年間）

後期計画期間 平成34(令和4)年度から平成38(令和8)年度（5年間）

※計画期間は自治体ごとに異なり、一般的に数年間から10年程度を期間として、おおよそ5年程度で計画の見直しや改定が行われる。

政府の環境基本計画（第六次）は約6年間。鳥取県の令和新时代とっとり環境イニシアティブプランは令和2年度から令和12年度の11年間を期間としている。

■現計画策定時の新要素

①脱炭素社会の実現を目指す『カーボンニュートラル』

- ・地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の内包。
- ・2050（令和32）年に、温室効果ガス（二酸化炭素）排出量を実質ゼロにすることを目指すゼロカーボンシティを宣言。

②SDGs（持続可能な開発目標）との関連付け

- ・第12次倉吉市総合計画と同様にSDGsの考え方を各施策に関連付け。

③計画の環境指標（数値目標）の設定

- ・総合計画等と連動した5つの数値目標を設定。

■関係課（その他の施策は環境課）

企画課	青少年の森、親水公園等 公共交通機関利用促進
地域づくり支援課	保存樹、保存林として指定 地域で取り組む自然保護活動や学習活動等の支援
人権政策課	落書き防止啓発
農林課	再生可能エネルギー設備普及啓発 特定外来生物の駆除 公共事業・公共施設への県産材の利用促進 地域で取り組む自然保護活動や学習活動等の支援 木材を取り入れたライフスタイル 森林保全の整備推進、自然環境の保護 環境にやさしい農業者を支援 地域の森林保全活動を支援、森林が持つ多面的機能 間伐を中心とした森林整備、竹林の適正管理 生物多様性保全機能の維持増進を図る森林として保全
観光交流課	地域で取り組む自然保護活動や学習活動等の支援
子ども支援課	環境問題を意識した教育保育
管理計画課	工事約款にリサイクルの推進 都市景観の保全、屋外広告物の適切な指導 公園・緑地の充実、公園の清掃
建設課	街路樹の管理 野生動植物の生息・生育環境に配慮した公共工事 道の日清掃、天神川流域一斉清掃
地域整備課	活用可能な水路等への小水力の導入支援 関係団体と連携した不法投棄パトロール
建築住宅課	公共事業・公共施設への県産材の利用 アスベスト使用の建築物の解体工事等に対する調査・指導 土地や建物の適切に管理指導
会計課	グリーン購入法適合商品・事務用品の調達
学校教育課	年間指導計画に沿った環境教育
文化財課	伝統的な建造物の保存・伝統的景観の整備
博物館	自然観察会や自然体験学習の場の充実
上下水道局	公共下水道・集落排水施設への接続
各施設所管課	LED化
施設管理者	フロン排出抑制法の簡易点検等 公共施設におけるバイク、自動車等の放置の原則禁止
★気候変動適応策関係	
防災安全課	災害の激甚化
健康推進課、学校教育課	熱中症対策（学校、農作業等も含む）、感染症
農林課	気候の変化に伴う農産物への影響への適応

3 見直し方針

■新たな要素

①政府、県などと同様に強制や罰則ではなく、人々のライフスタイルや選択を自発的に変えてもらうアプローチとの連動

- ・再エネ由来電力への契約切替が地域課題のための資金に還元される仕組みの構築
- ・ごみに対する住民の意識を「捨てる」から「減らす・分ける」へ自発的にシフト
- ・健康と省エネを両立する断熱住宅の新築、リフォームの後押し（国、県補助金）
- ・電気代削減と省エネを両立する省エネ家電への買い替えの支援（県補助金）
- ・飲食店での小盛りサイズの選択肢提示やメニュー表示の工夫による食品ロス削減

※【政府】脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動 【参考資料1】

※【鳥取県】令和新時代とっとり環境イニシアティブプランの改訂 【参考資料2】

とっとりエコライフ構想 【参考資料3】

②新たな一般廃棄物処理システム基本構想（中部ふるさと広域連合）との連携【参考資料4】

- ・プラスチック資源の分別回収、再商品化
- ・廃棄物エネルギー（生ゴミ等のバイオガス化、熱やメタンガスを利用した発電）

③気候変動適応法に基づく地域気候変動適応計画の策定 【参考資料5】

- ・災害の激甚化、農産物への影響、熱中症対策、感染症対策などへの適応
- ※鳥取県、琴浦町、日南町は策定済（鳥取市も同内容について環境基本計画に記載あり。）

■第12次倉吉市総合計画の着実な推進 【参考資料6】

○計画期間 令和3年度から令和12年度

前期基本計画 令和3年度から令和7年度

後期基本計画 令和8年度から令和12年度 ※令和8年3月策定

○第2章 重点事業と分野別施策

基本目標4 安全・安心なまちづくり[生活環境]

19 廃棄物の減量と適正処理

20 再生可能エネルギーの活用と自然環境の保全

■これまでの環境審議会での意見

- ・計画に定める目標、役割をどのように市民に認知していただき、行動を変容させていくのか行動計画が必要ではないか。
- ・目標値から遠ざかっている指標がいくつか見られており、少子高齢化や人口減少、後継者不足などの情勢を踏まえて、目標、指標を設定する必要がある。

■ 骨子案（施策体系、指標）、市民アンケート 【資料4、5、参考資料7】

倉吉市環境基本条例(平成 12 年倉吉市条例第 18 号)

(目的)

第1条 この条例は、環境の保全について、基本理念を定め、並びに市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定め、その施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染、騒音、振動、悪臭及び地盤の沈下によって、人の健康又は生活環境に被害が生ずることをいう。
- (3) 地球環境の保全 人の活動による地球の温暖化又はオゾン層の破壊、海洋の汚染その他の地球の全体又は広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全をいう。
- (4) 循環型社会 資源の効率的な利用等を行うことにより、資源の循環の促進が図られる社会をいう

(基本理念)

第3条 環境の保全は、すべての市民が健康で文化的な生活を営むことのできる良好な環境を確保し、これを将来の世代へ継承していくことを目的として行われなければならない。

2 環境の保全は、人と自然との共生及び循環型社会の構築を目的として行われなければならない。

3 環境の保全は、すべての者が自らの課題として認識し、あらゆる事業活動及び日常生活において積極的に推進されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める環境の保全についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、環境の保全に関する施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

(市民及び事業者の協力等)

第5条 市民及び事業者は、基本理念にのっとり、市が実施する環境の保全に関する施策に協力するとともに、公害を防止し、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。

(基本方針)

第6条 市は、環境の保全に関する施策の策定及び実施に当たっては次に掲げる基本方針に基づき、総合的かつ計画的に行うものとする。

- (1) 人の健康が保護され、及び生活環境が保全されるように大気、水、土壌その他の環境が良好な状態に保持されること。
- (2) 人と自然とが共生する快適な都市環境及び地域の個性を生かした美しい景観の形成が図られること。
- (3) 循環型社会を構築するための施策を講ずること。

(環境基本計画)

第7条 市長は、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な計画（以下「環境基本計画」という。）を定めなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 環境の保全に関する目標及び施策の大綱

(2) その他環境の保全に関する施策を推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ、倉吉市環境審議会の意見を聴かなければならない。

4 市長は、環境基本計画を定めたときは、速やかにこれを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

（公害を防止するための施策）

第8条 市は、公害を防止するため、必要な施策を講ずるものとする。

（施設の整備）

第9条 市は、下水道、農業集落排水その他の環境の保全のための公共施設の整備について必要な施策を講ずるものとする。

（資源の効率的な利用等）

第10条 市は、事業者及び市民による廃棄物の減量、資源の効率的な利用及びエネルギーの省力化が図られるよう必要な措置を講ずるものとする。

（民間団体等の自発的な活動の支援）

第11条 市は、事業者、市民又はこれらの者の組織する団体（以下「民間団体等」という。）が自発的に取り組む緑化運動、環境美化活動、再生資源に係る回収活動その他の環境の保全に関する活動が促進されるよう必要な支援を行うものとする。

（環境学習の振興等）

第12条 市は、民間団体等の環境の保全に関する理解が深まるよう環境の保全に関する学習の振興及び広報活動の充実を図るとともに、環境の保全に関する必要な情報を提供するものとする。

（監視等の体制の整備）

第13条 市は、環境の状況を把握し、環境の保全に関する施策を適正に実施するために必要な監視、測定等の体制を整備するように努めるものとする。

（地球環境の保全に貢献する施策の推進）

第14条 市は、地球環境の保全は世界共通の課題であるとの認識のもとに、地球環境の保全に貢献することのできる施策を積極的に推進するものとする。

附 則 この条例は、平成12年4月1日から施行する

第 2 次後期

【めざす環境像】快適に暮らすことができるまち倉吉

計画の施策体系			指標（総）総合計画、（他）計画外
基本目標Ⅰ 地球にやさしいまちを実現する【実行計画（区域施策編）】			
施策	I-1	低炭素型のまちづくりを推進する	温室効果ガスの総排出量の削減率
	I-2	エネルギーの消費量を削減する	(総)市内公共施設のCO2排出量削減率 (総)買い物袋の持参率
	I-3	再生可能エネルギーを使用する	
	I-4	温室効果ガスの排出を抑制する	(総)路線バス年間利用回数
基本目標Ⅱ 安全・安心して暮らすことができるまちを実現する			
施策	II-1	大気を守る	
	II-2	悪臭の抑制されたまちをつくる	
	II-3	水を守る	(総)水洗化率
	II-4	騒音・振動の少ないまちをつくる	
	II-5	美化活動を推進する	ポイ捨て等の対応件数
	II-6	美化活動を支援する	
	II-7	野焼きを禁止する	野焼きの発生件数
	II-8	まちの清潔を保持する	不法投棄の対応件数
	II-9	伝統的景観と都市景観を守る	
	II-10	ペットを適正管理し動物と共生する	
基本目標Ⅲ 人と自然が共生するまちを実現する			
施策	III-1	豊かな農地を守る	
	III-2	健やかな森林を守る	(総)間伐面積（ha/直近5年間）
	III-3	野生動植物の生息・生育環境を守る	
	III-4	自然とのふれあいを進める	
基本目標Ⅳ ごみの少ないまちを実現する【実行計画（区域施策編）】			
施策	IV-1	ごみの排出量を抑制する	(総)1人1日あたりのごみ排出量 (総)最終処分場へのごみ持ち込み量
	IV-2	リサイクルを推進する	ごみのリサイクル率
	IV-3	廃棄物を適正に処理する	
基本目標Ⅴ 環境意識が高いまちを実現する			
施策	V-1	環境意識を醸成する	(総)こどもエコクラブ登録人数
	V-2	環境に関する情報を提供する	ごみゼロ全市一斉清掃参加人数
	V-3	環境を監視し、注意喚起を促す	

※指標 太字が計画の指標。その他は報告書に活用した指標。

第 3 次（案）

【めざす環境像】快適に暮らすことができるまち倉吉

計画の施策体系			取組	指標
基本目標 行動変容と環境意識の形成				
施策	1	環境意識を醸成する	環境教育活動の充実、情報提供	(他)アンケート意識指標
	2	環境活動を支援する	エコクラブ活動補助、講師派遣	(他)アンケート行動指標
	3	参加と協働の推進・活性化	市民、自治公の清掃活動支援	(他)アンケート課題指標
基本目標 循環型社会の形成 【実行計画（区域施策編）】				
施策	1	ごみの発生、排出量を抑制する	リフューズ、リデュース	(総)1世帯あたりの年間総排出量 (総)事業所の年間総排出量 (他)1人1日あたりのごみ排出量
	2	リサイクル、再利用を推進する	リサイクル（プラ分別）、リユース	(総)ごみのリサイクル率
	3	廃棄物を適正に処理する	適正分別、不法投棄対策	(他)不法投棄の対応件数
基本目標 気候変動の緩和策、適応策 【実行計画（区域施策編）】【地域気候変動適応計画】				
施策	1	地域脱炭素を目指したまちづくり	先行地域、連携事業、Jクレジット	(総)温室効果ガスの総排出量の削減率
	2	エネルギーの消費量を削減する	省エネ（断熱住宅、LED等）の促進 輸送、交通	(総)市内公共施設のCO2排出量削減率 (総)路線バス年間利用回数
	3	再生可能エネルギーを使用する	住宅太陽光・蓄電池、その他再エネ	(他)10kW未満(家庭)太陽光発電導入量
	4	エネルギー起源 CO2 以外の温室効果ガスの排出削減対策と森林等の吸収源対策	フロン対策、メタン（バイオガス） 吸収源対策（森林、農地、バイオ炭）	(総)間伐面積（ha/直近5年間）
	5	気候変動に伴う影響やリスクに対応する	農林水産業、災害、暑熱、感染症対策	
基本目標 生活環境の安全・安心				
施策	1	大気を守る	PM2.5、アスベスト	(総)大気環境汚染の状況
	2	水を守る	生活排水処理施設の整備	(総)対象河川のBOD、下水道耐震化率 (他)生活排水処理人口普及率
	3	騒音・振動・悪臭の少ないまちをつくる	野焼き	(他)野焼きの対応件数
	4	まちの清潔を保持する	管理不全土地、不法投棄 ポイ捨て条例、落書き条例、一斉清掃	(他)不法投棄の対応件数
	5	伝統的景観と都市景観を守る	伝統的な木造建築物の維持・保全 屋外広告物規制、公園緑地整備	
	6	ペットを適正管理し動物と共生する	適正飼育、野良猫不妊去勢	
基本目標 自然との共生				
施策	1	豊かな農地を守る	農地保全、遊休・放棄対策、新規就農	(総)放置竹林整備面積（ha/直近5年）
	2	健やかな森林を守る	森林・植林地保全、間伐、木材利用促進	(総)素材（丸太）生産量、間伐面積
	3	野生動植物の生息・生育環境を守る	在来種保護、野生生物被害対策	
	4	自然とのふれあいを進める	公園緑地整備、体験の場・機会創出	

アンケート実施案

1 アンケートの主な目的

①現状の課題把握

統計データだけでは見えない、住民の「実感（主観的指標）」を調査

②基本方針の決定

集計結果をもとに、計画で重点的に取り組むべき「優先施策」を決定

③進捗の点検・評価

計画の中間見直し時に再度アンケートを行い、市民の意識がどう変化したかを測定

2 調査方法

■市民向けアンケート

①電子申請サービス（QRコード）を市報掲載＋回覧に掲載

②インセンティブを検討

■事業者向けアンケート

電子申請サービス（QRコード）を商工会議所を通じて依頼

3 設問案

■市民向けアンケート

環境への関心度：地球温暖化、ごみ問題、自然保護などへの関心の高さ

日頃の取り組み：エコバッグの持参、省エネ家電の使用、生ごみの減量など。

地域の課題：住んでいる地域の騒音、大気汚染、ごみの散乱などの実感

行政への要望：公共交通機関の整備、再エネ導入支援など、市町村に期待する施策

■事業者向けアンケート

脱炭素・GX への対応：省エネ設備の導入状況や、再生可能エネルギーの活用有無

廃棄物・リサイクル：産業廃棄物の適正処理や、ペーパーレス化の推進状況

環境マネジメント：ISO14001 の取得や、環境配慮指針の策定状況

■市民向けアンケート 設問案

【設問 1】あなたは、次にあげる環境問題の中で、どのようなことに関心がありますか。

(複数回答可)

①地球規模の環境問題

地球温暖化・気候変動（猛暑、豪雨災害など）

海洋プラスチックごみ問題

生物多様性の危機・野生動植物の減少

②地域の生活環境問題

ごみの減量・リサイクルの推進

大気汚染や水質汚濁

不法投棄やポイ捨て

騒音・振動・悪臭

③自然・快適環境の保全

身近な緑（公園、森林、里山）の保全

省エネルギー・再生可能エネルギーの普及

食品ロスの削減

④その他（自由記載）

【設問 2】あなたは、日頃の生活の中で、次のような環境に配慮した取り組みを行っていますか。（それぞれ1つずつ選択）

※選択肢の例：

(いつも心がけている・たまに心がけている・あまり心がけていない・全く心がけていない)

①ごみの減量・資源化

ごみの分別を徹底し、リサイクルに協力している。

マイバッグやマイボトルを持ち歩き、使い捨てプラスチックを減らしている。

食べ残しをしない、食材を使い切るなど「食品ロス」を減らしている。

②省エネルギー・地球温暖化対策

誰もいない部屋の電気を消す、エアコンの温度設定を適切にする。

省エネ型の家電製品やLED照明を選んで購入している。

近い距離は歩く、または自転車や公共交通機関を利用している。

③自然環境・生物多様性の保全

地域の清掃活動や緑化活動に参加している。

水や洗剤を使いすぎないように、生活排水に気をつけている。

環境に優しいマーク（エコマーク等）のついた製品を選んでいる。

④その他（自由記載）

【設問 3】 あなたが住んでいる地域で、現在、課題だと感じている環境問題は何ですか。

(複数回答可)

①ごみ・美化に関する課題

集積所（ごみステーション）の管理やマナー
道路、公園、河川などへのポイ捨てや不法投棄
ペットのフンの放置や飼育マナー

②公害・生活環境に関する課題

自動車の騒音や排気ガス
近隣の工場・事業所、飲食店などからの騒音・悪臭
野焼き（野外焼却）による煙や臭い

③自然・都市環境に関する課題

身近な緑（森林、農地、空き地）の減少や管理不足
街路樹や公園の維持管理（雑草、害虫など）
カラスやイノシシ、シカなどの有害鳥獣による被害

④気候変動・災害リスクに関する課題

夏の猛暑（ヒートアイランド現象）による健康への影響
大雨による道路の冠水や、土砂災害への不安

⑤その他（自由記載）

【設問 4】 これからの本市の環境づくりにおいて、行政（市）が特に力を入れて取り組むべきだと思うことは何ですか。（3 つまで選択可）

①脱炭素・エネルギー対策

家庭や事業者への省エネ家電・太陽光発電などの導入補助
公共施設への再生可能エネルギー（太陽光など）の積極的な導入

②循環型社会（ごみ対策）の推進

ごみの分別ルール の周知とリサイクルの更なる推進
食品ロス削減やプラスチックごみ削減に向けた啓発・規制

③自然環境・生物多様性の保全

公園や緑地の整備、里山・森林の保護
地域の野生動植物や生態系の調査・保護活動への支援

④快適な生活環境の維持（公害防止）

工場や自動車などによる大気汚染、騒音、悪臭の監視・指導
道路や河川、公園などのポイ捨て・不法投棄対策の強化

⑤教育・パートナーシップ

学校や地域における環境教育・学習機会の充実
市民団体や事業者による環境活動への支援・連携強化

■事業者向けアンケート 設問案

【設問 1】あなたの事業所における、脱炭素・GXに向けた取り組み状況について教えてください。（1つだけ選択）

- 既に取り組みを進めている（計画的に実施中）
- これから取り組む予定である（具体的に検討中）
- 関心はあるが、具体的な予定はない
- 関心がない、または取り組む予定はない

【設問 2】（前問で 1 または 2 と答えた方へ）具体的にどのような取り組みを行っていますか、または行う予定ですか。（複数回答可）

①省エネの推進

- LED 照明や高効率エアコンなど、省エネ型設備への更新
- クールビズ・ウォームビズの実施や、こまめな消灯・温度管理
- 製造工程や配送ルートの見直しによるエネルギー削減
- その他（自由記載）

②再エネの導入・調達

- 自社ビル・工場への太陽光発電設備の設置
- 電力会社からの再生可能エネルギー由来（再エネ電気）の購入
- その他（自由記載）

③その他の GX 対応

- 社用車（公用車）の電気自動車（EV）やハイブリッド車（HV）への切り替え
- サプライチェーン（取引先）からの温室効果ガス排出量の把握・削減要請への対応
- カーボンクレジットの購入による排出量削減
- カーボンクレジットの販売
- その他（自由記載）

【設問 3】脱炭素・GXを進める上での課題や障壁は何ですか。（複数回答可）

- 初期投資（設備導入費用）の負担が大きい
- 何から取り組めばよいか、専門知識や人材が不足している
- 中小企業のため、割高な再エネ電力を調達する余裕がない
- 自社がどのくらい二酸化炭素（CO2）を排出しているか計算できない（見える化）
- その他（自由記載）

【設問 4】あなたの事業所において、産業廃棄物や一般廃棄物の削減・リサイクルについて、どのような取り組みを行っていますか。（複数回答可）

①社内での資源循環

ペーパーレス化（電子データ化、両面印刷の徹底）を推進している
オフィス内でのごみの分別回収を徹底している

②事業活動における削減

製造工程や調理場での原材料のロス、製品の廃棄を削減している
梱包材や輸送用パレットの簡素化、通い箱（リユース容器）を使用している

③適正処理と付加価値

産業廃棄物の委託処理状況を適切に管理（マニフェストの運用など）している
自社で発生した副産物や廃棄物を原材料として再資源化（リサイクル）している

【設問 5】あなたの事業所における、「環境マネジメントシステム（EMS）」の導入状況について教えてください。（1つだけ選択）

既に外部認証（ISO14001 など）を取得している
自治体や業界独自の認証（エコアクション 21、TEAS など）を取得している
認証は取得していないが、独自の環境方針を定め、自主的な取り組みを行っている
現在、認証の取得や自主的な取り組みを検討中である
特に導入しておらず、検討もしていない

【設問 6】（前問で 1～3 と答えた方へ）環境マネジメントを導入したことで、どのような効果がありましたか。（複数回答可）

経済的効果: 電気代や燃料費などの経費（エネルギーコスト）が削減された
意識の変化: 従業員の環境保全に対する意識やマナーが向上した
社会的信頼: 取引先からの評価が上がった、または受注や融資で有利になった
法令遵守: 環境関連の法律（ごみ処理、公害防止など）の違反リスクが減った

【設問 7】（認証を取得していない方へ）環境マネジメントシステムを導入・取得しない理由は何ですか。（複数回答可）

取得や維持にかかる費用（コスト）の負担が大きい
手続きや日々の運用に必要な書類作成の手間（人手）が足りない
自社の規模や業種には必要性を感じない
どのようなシステムや認証があるのか、情報が不足している